

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年6月23日
【事業年度】	第140期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	神姫バス株式会社
【英訳名】	SHINKI BUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 真
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	(079) 223 - 1243
【事務連絡者氏名】	常務取締役 梅谷 榮一
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	(079) 223 - 1243
【事務連絡者氏名】	常務取締役 梅谷 榮一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第136期	第137期	第138期	第139期	第140期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	45,889	45,076	35,669	38,814	44,820
経常利益又は経常損失() (百万円)	2,567	2,224	1,314	1,079	2,622
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失() (百万円)	1,749	993	2,167	2,137	1,766
包括利益 (百万円)	1,039	455	1,983	2,123	2,102
純資産額 (百万円)	42,915	43,161	41,071	42,999	44,907
総資産額 (百万円)	56,638	56,287	57,142	58,944	60,627
1株当たり純資産額 (円)	7,121.77	7,162.92	6,816.37	7,137.87	7,458.61
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失() (円)	290.55	164.99	359.94	354.90	293.30
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	75.7	76.6	71.8	72.9	74.1
自己資本利益率 (%)	4.1	2.3	5.2	5.1	4.0
株価収益率 (倍)	12.1	20.3	-	9.2	11.9
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	4,299	4,059	815	3,949	3,497
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	2,926	2,473	4,022	2,632	3,315
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	775	555	3,409	1,429	1,364
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	6,212	7,244	5,815	10,968	9,953
従業員数 (人)	3,281	3,293	3,158	3,040	3,271
[外、平均臨時雇用者数]	[1,789]	[1,758]	[1,648]	[1,575]	[1,653]

(注) 1. 第139期以降及び第137期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第138期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 第138期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第139期の期首から適用しており、第139期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第136期	第137期	第138期	第139期	第140期
決算年月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月
売上高 (百万円)	21,134	21,464	17,681	18,889	20,689
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,601	1,442	1,246	324	1,741
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	1,338	867	673	2,026	1,249
資本金 (百万円)	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140
発行済株式総数 (千株)	6,172	6,172	6,172	6,172	6,172
純資産額 (百万円)	27,656	28,123	27,318	29,153	30,434
総資産額 (百万円)	42,634	43,436	46,234	48,460	49,542
1株当たり純資産額 (円)	4,592.20	4,670.15	4,536.68	4,841.56	5,054.80
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	35.00 (17.50)	35.00 (17.50)	17.50 (-)	35.00 (17.50)	40.00 (22.50)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	222.32	144.01	111.80	336.52	207.55
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	64.9	64.8	59.1	60.2	61.4
自己資本利益率 (%)	4.9	3.1	2.4	7.2	4.2
株価収益率 (倍)	15.8	23.2	-	9.7	16.8
配当性向 (%)	15.74	24.30	-	10.40	19.27
従業員数 (人) [外、平均臨時雇用者数]	1,555 [84]	1,626 [87]	1,589 [86]	1,556 [80]	1,554 [73]
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	87.4 (95.0)	84.3 (85.9)	81.4 (122.1)	83.3 (124.6)	89.9 (131.8)
最高株価 (円)	4,070	4,080	3,480	3,380	3,600
最低株価 (円)	3,000	2,930	2,771	3,010	3,150

- (注) 1. 第140期の1株当たり配当額には、創立95周年記念配当5円を含んでおります。
2. 第139期以降及び第137期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第138期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株主総利回りは、第135期(2018年3月期)の末日における株価及びTOPIXを基準として算出しております。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
5. 第138期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第139期の期首から適用しており、第139期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	記事
1927年 8月	旅客自動車運送事業を目的とし、神戸市須磨区に神姫自動車株式会社を設立
1933年 1月	本社を加古郡加古川町（現・加古川市）、姫路市を経て、明石市に移転
1943年 5月	山陽自動車株式会社、播電自動車株式会社、相生合同自動車株式会社を合併、本社を姫路市に移転し神姫合同自動車株式会社に商号変更
1945年 5月	神戸自動車交通株式会社を合併し兵庫県下における乗合バスの統合を完了
1949年 6月	菱油商事が神姫産業株式会社（現・連結子会社）に商号変更、後に1966年 4月神姫急送株式会社と合併
1949年 9月	神戸証券取引所へ上場（同証券取引所は1967年10月廃止）
1952年 6月	赤穂合同自動車株式会社が神姫自動車株式会社神戸タクシー部を吸収合併し、神姫タクシー株式会社（現・連結子会社）に商号変更
1956年 5月	神姫自動車株式会社に商号変更
1959年 1月	神姫観光株式会社を設立し、旅行業を開始
1961年10月	大阪証券取引所へ上場（市場第二部）
1969年 3月	逓送部門を分離し、神姫逓送株式会社（現・連結子会社）を設立
1970年 4月	車両部門（板金・塗装等）を分離し、完全自動車整備塗装株式会社（現・連結子会社神姫商工株式会社）を設立
1970年 9月	シンキ興業株式会社（現・連結子会社神姫フードサービス株式会社）を設立し、飲食業を開始
1972年 5月	神姫バス株式会社に商号変更、事業年度を1年（3月末日）に変更
1982年12月	神姫観光株式会社の旅行業以外の事業を分離し、神姫商産株式会社（現・連結子会社神姫クリエイト株式会社）を設立し、1983年 4月乗車券発売・広告・保険代理業等を開始
1984年 1月	株式会社ホープ（現・連結子会社神姫トラストホープ株式会社）を設立し、自動車の車両運行管理業を開始
1996年 4月	神姫バスが運行する赤穂市・佐用町・上月町（現・佐用町）・南光町（現・佐用町）・上郡町を事業地域とする株式会社ウエスト神姫の営業を開始
1997年 4月	神姫バスが運行する神崎町（現・神河町）・大河内町（現・神河町）・市川町と生野町（現・朝来市）を事業地域とする神姫グリーンバス株式会社の営業を開始
1997年11月	神姫観光バス株式会社を設立し、1998年 8月貸切旅客運送事業の運行部門の第一次営業譲渡を行い貸切旅行事業を開業
1999年 4月	神姫観光バス株式会社に貸切旅客運送事業の運行部門の第二次営業譲渡を行い、運行部門の譲渡を完了
2002年10月	神姫観光株式会社を吸収合併、旅行事業を開始し、貸切旅行事業を神姫観光バス株式会社に統合
2006年 1月	株式会社ハウジング幸陽を買収（現・連結子会社神姫バス不動産株式会社）
2012年 3月	神姫バスツアーズ株式会社を設立
2012年 4月	神姫観光ホールディングス株式会社を設立
2012年 7月	吸収分割により旅行事業を神姫バスツアーズ株式会社に移管 更に、吸収分割により神姫バスツアーズ株式会社及び神姫観光バス株式会社の株式を神姫観光ホールディングス株式会社に承継させ、旅行事業及び貸切バス事業の経営を管理する中間持株会社体制を構築
2013年 3月	吸収分割により土地分譲事業を株式会社エルテオに移管
2013年 7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所（市場第二部）に上場
2016年10月	タイ・バンコクにShinki International Co.,Ltd.を設立（現・持分法適用子会社）
2017年 2月	タイ・バンコクにSBTI Co.,Ltd.を設立（現・持分法適用子会社）
2019年 3月	Shinki International Co.,Ltd.がThai cross Japan Tour Co.,Ltd.を買収（現・非連結子会社）
2019年10月	株式会社エルテオが神姫バスオール株式会社を吸収合併し、神姫バス不動産株式会社に商号変更
2020年 2月	株式会社ケアサービス神姫を設立（現・連結子会社）
2020年 4月	神姫観光バス株式会社の商号を神姫観光株式会社へ変更（現・連結子会社）
2020年 5月	神姫観光株式会社が神姫バスツアーズ株式会社及び神姫観光ホールディングス株式会社を吸収合併
2020年 5月	舞子神姫タクシー株式会社を事業譲渡
2021年 1月	神姫フードサービス株式会社が株式会社神戸を吸収合併

年月	記事
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行 神姫クリエイト株式会社が株式会社スィムを吸収合併し、神姫Bizプロデュース株式会社に社名変更
2022年10月	神姫グリーンバス株式会社が株式会社ウエスト神姫を吸収合併し、株式会社ウイング神姫に社名変更

3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社（当社、子会社20社（内、連結子会社16社、持分法適用子会社2社）及び関連会社3社（内、持分法適用関連会社1社）により構成）が営んでいる主な事業内容と当該事業における位置付けは、次の通りであります。

非連結子会社であったしんきエンジェルハート㈱は重要性が増したため、2022年4月1日付で連結の範囲に含めております。また、非連結子会社であった㈱スイムは、2022年4月1日付で連結子会社である神姫クリエイト㈱を存続会社として吸収合併したため、連結の範囲に含めております。なお、同日付で神姫クリエイト㈱は神姫Bizプロデュース㈱に商号変更しております。

なお、以下の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載の通りであります。

(1) 自動車運送

提出会社（以下「神姫バス㈱」という）が乗合旅客運送と乗合旅客運送等の受託を、子会社である神姫ゾーンバス㈱、㈱ウイング神姫が乗合旅客運送を行っております。また、子会社である神姫トラストホープ㈱が自動車の運転・保守管理を、神姫タクシー㈱等が乗用旅客運送を、神姫通送㈱が貨物運送を行っております。

(2) 車両物販・整備

子会社である神姫産業㈱及び神姫商工㈱が行っており、神姫バス㈱等へ車両の部品・タイヤ販売、車両の修理等を行っております。

(3) 不動産

神姫バス㈱が不動産の賃貸等を行っており、子会社である神姫バス不動産㈱が建築、不動産の売買、仲介、管理、車両等の清掃及び警備業を行っております。また、神姫バス㈱は神姫商工㈱、神姫観光㈱等へ施設の賃貸を行っております。

(4) レジャーサービス

神姫バス㈱がツタヤFC事業を、子会社である神姫フードサービス㈱が高速道売店等における物販を含む飲食業を行っております。

(5) 旅行貸切

神姫バス㈱、子会社である神姫観光㈱及び㈱神姫トラベルが旅行事業を行っております。また、神姫観光㈱は貸切旅客運送も行っております。

(6) その他

経営受託

神姫バス㈱及び神姫トラストホープ㈱が指定管理者として公共施設の管理・運営を行っております。

物品販売、広告代理、Webサービス

子会社である神姫Bizプロデュース㈱が物品販売、広告代理業、Webサービスの営業を行っております。

保育

神姫バス㈱及び子会社であるしんきエンジェルハート㈱が営業を行っております。

介護事業

子会社である㈱ケアサービス神姫が営業を行っております。

農作物販売

神姫バス㈱が小売・卸売を行っております。

経営管理業

子会社であるShinki International Co.,Ltd.がSBTI Co.,Ltd.及びThai cross Japan Tour Co.,Ltd.の経営管理業務等を行っております。

輸送関連サービス等

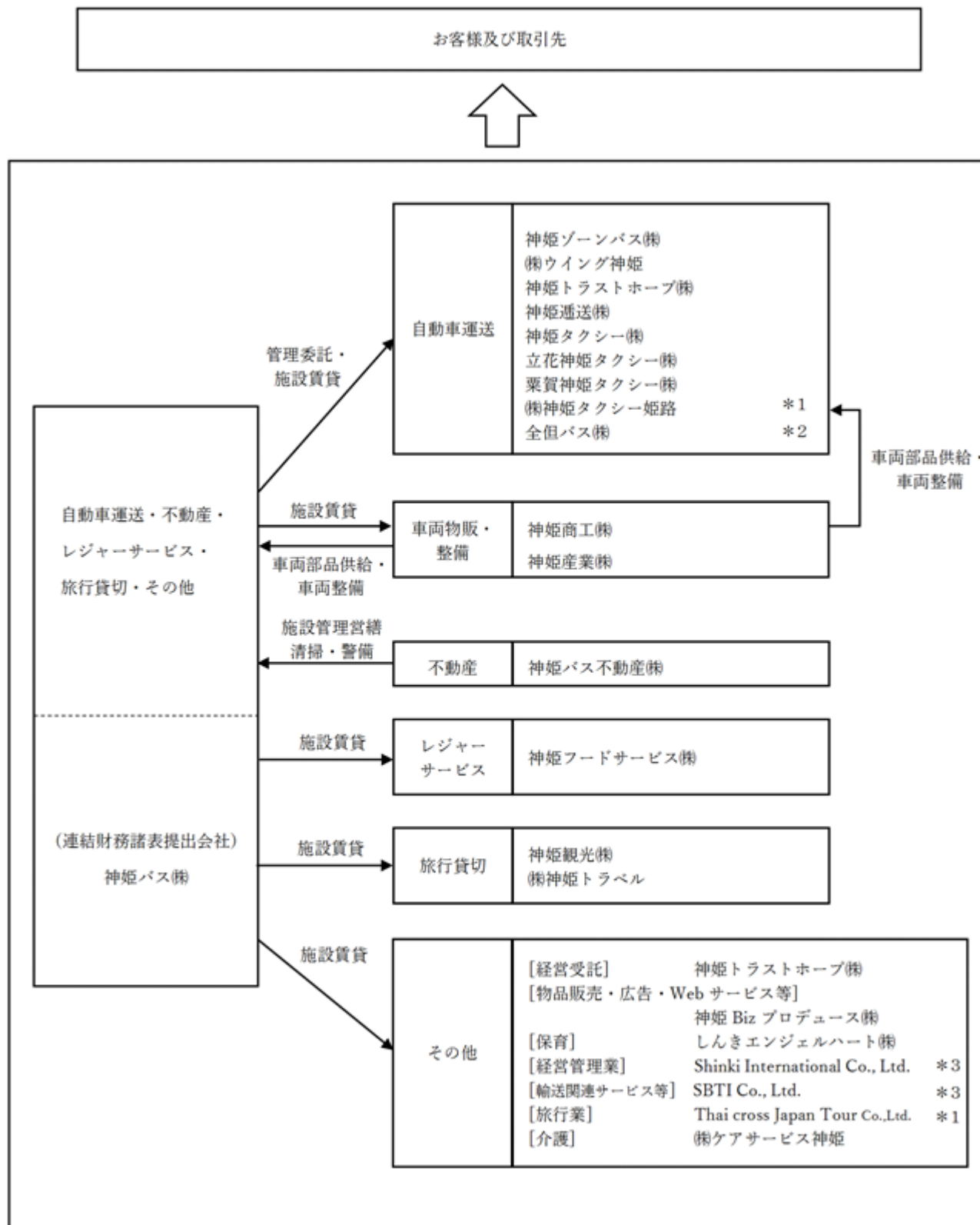
子会社であるSBTI Co.,Ltd.が営業を行っております。

旅行業

子会社であるThai cross Japan Tour Co.,Ltd.が海外で営業を行っております。

(事業系統図)

以上に述べた事項の概要図は次の通りであります。



- (注) 無印 連結子会社
 * 1 持分法非適用会社
 * 2 関連会社で持分法適用会社
 * 3 子会社で持分法適用会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有(又は被 所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 神姫フードサービス㈱	兵庫県姫路市	50	レジャーサービス	100	仕入債務の一部について当社が債務保証を行っております。 当社所有の建物を賃借しております。 また当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
神姫産業㈱ (注)4	神戸市兵庫区	30	車両物販・整備	100	当社に対し車両部品・タイヤを販売しております。また当社所有の土地を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫商工㈱	兵庫県姫路市	50	車両物販・整備	100	当社の車両の整備を行っております。また当社所有の整備施設を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫トラストホープ㈱	兵庫県姫路市	50	自動車運送	100	当社所有の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫Bizプロデュース㈱	兵庫県姫路市	20	その他	100	当社所有の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫ゾーンバス㈱	神戸市西区	30	自動車運送	100	当社路線の一部を運行委託しております。 役員の兼任等.....有
神姫通送㈱	兵庫県姫路市	20	自動車運送	100	当社所有の土地を賃借しております。 役員の兼任等.....有
㈱ウイング神姫	兵庫県泉粟市	30	自動車運送	100	当社所有の土地・建物を賃借しております。また、当社路線の一部を運行委託しております。 役員の兼任等.....有
粟賀神姫タクシー㈱	兵庫県神崎郡 神河町	3	自動車運送	100 (100)	なし 役員の兼任等.....無
神姫観光㈱	兵庫県姫路市	50	旅行貸切	100	旅行券等の取扱契約に対し債務保証を行っております。 当社所有の土地・建物を賃借しております。 また当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
神姫タクシー㈱	神戸市須磨区	20	自動車運送	100	なし 役員の兼任等.....有
立花神姫タクシー㈱	兵庫県尼崎市	12	自動車運送	100	なし 役員の兼任等.....有
㈱神姫トラベル	大阪市福島区	50	旅行貸切	94.0 (60.0)	旅行券等の取扱契約に対し債務保証を行っております。 役員の兼任等.....有
神姫バス不動産㈱	兵庫県姫路市	30	不動産	100	当社グループの施設営繕等及び車両・施設の清掃警備を行っております。また当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
㈱ケアサービス神姫	兵庫県姫路市	20	その他	100	当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
しんきエンジェルハート㈱	兵庫県姫路市	20	その他	100	当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有(又は被 所有)割合 (%)	関係内容
(持分法適用子会社) Shinki International (注)2	タイ バンコク	2,000千 THB	その他	49.0	当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
(持分法適用子会社) SBTI	タイ バンコク	10,000千 THB	その他	100.0 (76.0)	なし 役員の兼任等.....有
(持分法適用関連会社) 全但バス(株)	兵庫県養父市	100	自動車運送	23.2	当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため、持分法適用子会社としたものであります。

3. 特定子会社に該当する会社はありません。

4. 神姫産業(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	6,535百万円
	(2) 経常利益	437百万円
	(3) 当期純利益	284百万円
	(4) 純資産額	3,405百万円
	(5) 総資産額	4,729百万円

5. 「議決権の所有割合」欄の()は間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2023年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)	
自動車運送	2,092	[577]
車両物販・整備	290	[6]
不動産	74	[279]
レジャーサービス	79	[503]
旅行貸切	267	[48]
報告セグメント計	2,802	[1,413]
その他	392	[240]
全社(共通)	77	[-]
合計	3,271	[1,653]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託、契約社員、アルバイト(パートタイマーを除く)を含み、使用人兼務役員を含んでおりません。

また、パートタイマー等の臨時従業員数は、年間の平均人員を[]外数で記載しております。

2. 当連結会計年度から報告セグメントの区分を変更しております。

(2) 提出会社の状況

(2023年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,554 [73]	49.7	11.8	5,097,749

セグメントの名称	従業員数(人)	
自動車運送	1,397	[5]
不動産	5	[-]
レジャーサービス	4	[45]
旅行貸切	14	[-]
報告セグメント計	1,420	[50]
その他	57	[23]
全社(共通)	77	[-]
合計	1,554	[73]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託、契約社員、アルバイト(パートタイマーを除く)を含み、使用人兼務役員、関係会社への出向者を含んでおりません。

また、パートタイマー等の臨時従業員数は、年間の平均人員を[]外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当事業年度から報告セグメントの区分を変更しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の神姫バス労働組合は、1946年2月結成され、日本私鉄労働組合総連合会に加盟しており、2023年3月31日現在組合員数は、1,383人(出向中の者を含む)であります。

また、連結子会社においては、神姫観光株式会社他6社が個別に労働組合を結成しております。

なお、労使関係は安定しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

名称	管理職に占める 女性労働者の割合 (%)	男性労働者の育 児休業取得率 (%)	労働者の男女の賃金の差異(%)		
			全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・ 有期労働者
当社	3.2	30.4	43.3	76.7	54.4
神姫商工(株)	0.0	0.0	66.6	84.0	85.6
神姫バス不動産(株)	14.3	0.0	44.8	79.8	64.0

- (注) 1. 管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の差異につきましては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 管理職に占める女性労働者の割合につきましては、出向者を含んでおりません。
3. 男性労働者の育児休業取得率につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
4. 労働者の男女の賃金の差異 = 女性の平均年間賃金 ÷ 男性の平均年間賃金 × 100 (%) として計算しております。また、平均年間賃金は総賃金 ÷ 人員数として計算しております。
5. 男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異につきましては、出向者を含んでおります。
6. 労働者の賃金は、性別に関係なく、同一の基準を適用しております。
7. 労働者の男女の賃金の差異は、短時間労働者、育児休業取得者、育児短時間勤務利用者などにおける女性労働者への偏りがあり、また男性の平均勤続年数が長いこと(+6.6年)、男性の管理職比率が高いこと(96.4%)などによるものであります。
8. その他の連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

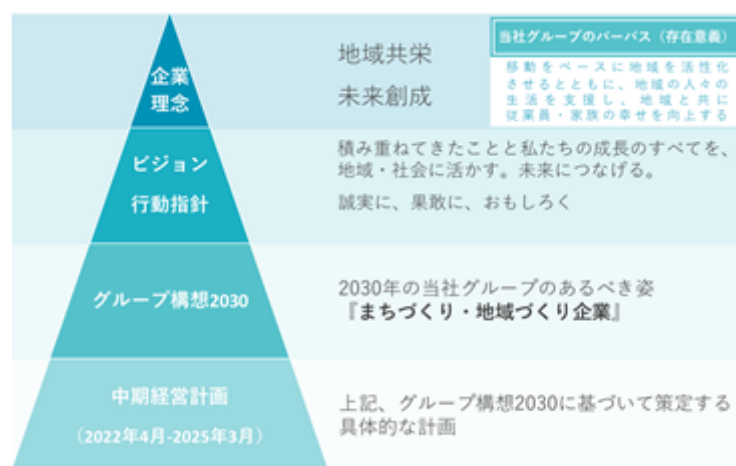
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「地域共栄 未来創成」の企業理念のもと、以下のビジョン及び行動指針に則り、輸送サービスを中心として地域の発展とともに企業価値を向上させていくことを基本方針としております。



(2) 経営戦略等

当社グループを取り巻く事業環境は、コロナ禍を契機としたライフスタイルや価値観の変化、不透明な国際情勢、物価高騰、労働力人口の減少など、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況において、当社グループは前連結会計年度に策定いたしました2030年のあるべき姿を示した「グループ構想2030」に掲げる「まちづくり・地域づくり企業」へ進化すべく、2024年度の中期経営計画達成へ向け、様々な取り組みを実施してまいります。

1．当社のパーパス及びグループ構想2030

<パーパス>

移動をベースに地域を活性化させるとともに、地域の人々の生活を支援し、地域と共に従業員・家族の幸せを向上する。

<グループ構想2030(2030年のあるべき姿)>

地域に不可欠、なくてはならない「まちづくり・地域づくり企業」へ進化する

～地域の移動を支え、暮らしを豊かにするとともに、地域の魅力を発掘・創出・発信し、地域価値を高める～

2．中期経営計画

<基本方針>

『利益水準の回復と事業構造改革』

<重点戦略>

- ・神戸エリアでの路線拡充、観光周遊バスの充実をはじめとする事業拡大
- ・中山間地での地域に適した交通体系への転換と地域密着サービスの提供によるサステナブルな事業モデル確立
- ・不動産業の拡大
- ・ノンコア、かつ不採算事業はグループ内再編による効率化・収益力強化、または売却・撤退
- ・未来への成長投資の実行(人材・環境・デジタル分野)

(3) 優先的に対処すべき課題と具体的施策

<自動車運送業>

移動需要は回復傾向にありますものの、コロナ禍前の水準には戻らないことを前提に、路線再編を進めるとともに、重点戦略エリア（神戸、大阪、淡路島）における事業拡大を図ってまいります。神戸市内観光周遊バス「シティールート」及び連節バス「ポートルート」の利用促進や、国際線化が進められている神戸空港へのアクセス向上に取り組みます。また、2025年の大阪・関西万博開催を見据えた訪日外国人受け入れの環境整備も進めます。一方、運転士確保のための処遇改善や多様な働き方の提案、PR動画の配信等による採用活動の強化を図ってまいります。

<不動産業>

住宅部門は、加古川住宅展示場にオープンしたモデルハウスを軸として、事業エリアを拡大し、販売を強化してまいります。建設部門は、専門性の高い人材の採用及び育成に注力し、工事売上の増加を図ってまいります。また、賃貸部門は、安定収益確保のため、収益物件への投資を継続してまいります。

<旅行貸切業>

本格的な回復が見込まれるインバウンド需要の獲得に向け、東京に開設した拠点を活用した商品企画、海外エージェントとの連携強化、利便性向上のためのシステム投資等を行ってまいります。また、回復した国内旅行需要の確実な取込みやフレイル予防・認知症予防などのヘルスツーリズムのブランド化、自治体との連携による着地型ツアーの充実を進めてまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

中期経営計画においては、最終年度である2025年3月期の連結数値目標を以下の通り定めております。当連結会計年度の実績は、当該数値目標に対し、以下の通り推移いたしました。

	前連結会計年度 実績 (2022年3月期)	当連結会計年度 実績 (2023年3月期)	翌連結会計年度 予想 (2024年3月期)	中期経営計画 数値目標 (2025年3月期)
連結売上高（百万円）	38,814	44,820	47,800	48,000
連結営業利益（百万円）	300	2,362	2,210	2,400
連結経常利益（百万円）	1,079	2,622	2,330	2,500
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	2,137	1,766	1,490	1,700
売上高経常利益率	2.8%	5.9%	4.9%	5.2%

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

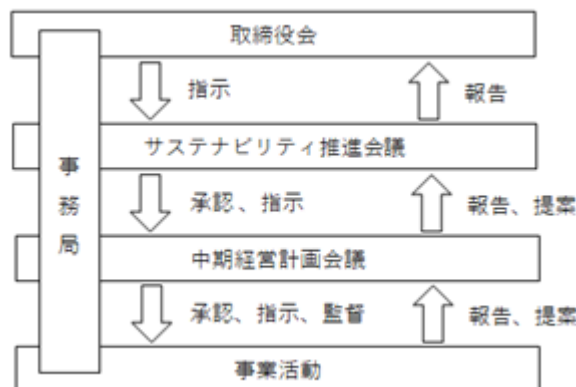
当社グループは企業理念「地域共栄 未来創成」に基づき、事業を通じて社会との共通価値を創り、「人と環境にやさしい社会」の実現を目指しており、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」の枠組みに基づき取り組んでおります。

サステナビリティに関する取り組みを推進するガバナンス体制として、グループ各社の中期経営計画を報告・協議するための中期経営計画会議及びSDGs委員会の枠組みを強化するべく新設したサステナビリティ推進会議を活用いたします。中期経営計画会議は当社社長、専務、経営企画部長、各部門長及びグループ会社役員で構成され、サステナビリティ課題と連動する中期経営計画の承認及びモニタリングを通じて、サステナビリティ推進会議に対し特定すべきマテリアリティの提案及び進捗報告を行います。サステナビリティ推進会議は当該提案を受け、当該マテリアリティの特定、対応方針や目標の決定、中期経営計画の進捗管理を行い、審議結果を取締役に報告いたします。サステナビリティ推進会議は原則毎月開催される当社常勤役員会の場に合わせて必要に応じて開催され、事業部組織と連携し、当社グループ全体で取り組む体制を構築してまいります。

事務局は当社総務部内に設置し、各会議の運営補佐及び議事録作成等の役割を担います。

	取締役会	サステナビリティ推進会議	中期経営計画会議
メンバー構成	全役員	常勤役員 (議長：社長)	社長・専務・経営企画部長 各部門長・グループ各社役員 (議長：社長)
機能・役割	指示	・マテリアリティの特定、 対応方針・目標の決定、進捗管理 ・中期経営計画会議のモニタリング ・取締役会への報告	・実行計画の承認 ・事業活動の進捗管理 ・サステナビリティ推進会議への報告・提案
開催頻度	毎月	毎月の常勤役員会開催に合わせ、 必要の都度議案上程	半期ごと

フロー図



マテリアリティ特定のステップ

課題の抽出	各部門、グループ各社がそれぞれの事業におけるサステナビリティに関する課題を抽出します。
実行計画の策定	各部門、グループ各社が事業活動を通じて、それぞれの課題に対応するための実行計画（中期経営計画）を策定します。
マテリアリティの抽出	各部門・グループ各社の課題うち、特に重要と位置付けられる項目を当社グループのマテリアリティとして抽出します。
マテリアリティの特定・報告	特定したマテリアリティをサステナビリティ推進会議で協議・特定し、取締役会へ報告します。

(2) 重要なサステナビリティ項目（マテリアリティ）

上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目（マテリアリティ）は以下の通りであります。

地球環境の保全

気候変動対応として、脱炭素に向けた取り組みに努めます。気候変動に関する主なリスクと機会については、基幹事業かつCO2排出量が全体の90%以上を占める一般旅客自動車運送事業（乗合バス事業）において、国際エネルギー機関（IEA：International Energy Agency）及び気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）が示す2 と4 のシナリオに基づき、検討いたしました。その結果、以下の移行リスク（低炭素経済への移行に関するリスク）及び物理リスク（気候変動による物理的变化に関するリスク）を特定し、リスク、機会及び戦略を分析しております。

移行リスク 「EV・FCVなどカーボンゼロ車両（以下「EV等」）への代替」	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・国の規制強化や社会の強い要請により、EV等へ代替できなければ事業継続が困難となる。 ・EV充電設備等の設置及び維持管理コストが発生する。
機会	<ul style="list-style-type: none"> ・普及促進するための国の政策・補助金制度の拡充により導入しやすくなる。 ・EV等は、ディーゼル車と比べて、ランニングコストが減少する。 ・EV等の普及による低価格化が進む。 ・耐用年数の延長により車両コストが低下する。
戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・各メーカーにおける開発・生産の状況や運用データなど、EV等に関する情報収集を行い、導入を積極的に推進する。 ・エネルギーコストの低減と効率的な運行を実現させるための最適なエネルギーマネジメントシステムを構築する。

移行リスク 「環境意識の変化」	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対策を推進していなければ、利用者の環境意識の向上により利用されなくなる。（売上高減少） ・EV自家用車の普及率によってはバスの環境優位性がなくなり利用者が減少する。（売上高減少） ・企業の取り組みとしてテレワークが拡大し、通勤利用者が減少する。（売上高減少）
機会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境意識の向上により、自家用車より輸送量単位のCO2排出量が少ないバスへのシフトが進み、売上が増加する。 ・企業に対してバス移動を推奨することは、従業員の出張や通勤におけるCO2排出量の削減につながるため、売上が増加する。 ・電力費用の高騰に伴い、EV自家用車からバスへのシフトにより売上が増加する。
戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・EV等の導入推進だけでなく、現行車両でも使用できる新燃料も合わせて活用する。 ・環境に優しい交通手段として訴求する広報活動を推進する。 ・企業の通勤ニーズを調査し、バスへのシフトを提案する。

移行リスク 「エネルギーコスト」	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ電力の逼迫により電力価格が高騰し、利益が減少する。 ・EVの充電は、夜間帯に集中するため、電力調達コストが増加する。 ・FCVの燃料である水素の価格が軽油と比較して割高となっている。 ・現時点での新燃料（バイオ燃料・合成燃料）の製造コストは軽油と比較して相当高くなっている。
機会	<ul style="list-style-type: none"> ・化石燃料の需要減少による原油価格が低下することで、利益が増加する。
戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備の導入や節電活動等により、調達電力量の削減に努める。 ・車両の効率的な運用により、エネルギー使用量を削減する。

物理リスク 「気候変動による影響」	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨、気象の変化（強雨等）を原因とする営業所、道路等の浸水によって、事業停止（バスの運休等）や施設損壊が発生し、売上及び利益が減少する。 ・台風の強大化に伴う運休回数増により売上が減少する。 ・猛暑日の増加による外出機会の減少に伴い、移動需要が低下し、売上は減少する。 ・降雨日数の減少に伴い、バス利用者数が減少し、売上が減少する。
機会	-
戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と従業員の安全確保を確実にを行うことにより事故リスクを軽減する。 ・気象情報の的確な把握及び自治体等との連携により災害対策に努める。 ・BCP対策の徹底により被害を最小限にとどめる。 ・需要に応じた供給体制とすることにより運行の効率化を図る。 ・CO2排出の少ない事業の拡大により、バス事業が利益に与える影響を小さくする。

なお、当事業年度における当社のCO2排出量の実績は、Scope 1（事業者自らによる直接排出）が34,333t-CO2、Scope 2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）が1,667t-CO2であります。

地球環境の保全に向けた各戦略を推し進めてまいります。一方で環境負荷の低い車両や燃料などの市場動向は、いまだ流動的であると判断しております。今後の状況を注視しつつ柔軟に検討し、適切な目標を設定してまいります。

地域との結びつき強化

リスク	人口減少によってサービス利用者が減少する。
機会	地域ごとの社会課題の解決や魅力の創出によってグループ全体の売上が増加する。
戦略	<p>地域の人口減少によって、サービス提供事業者の減少や質・量の低下、それによる生活環境の悪化が想定されます。地域に合わせたモビリティサービスの提供など、地域の人々の安心かつ豊かな生活に向けた様々な支援事業に取り組むとともに、定住・交流・関係人口の増加に向けた地域の魅力を発信などにより、地域の活性化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々なモビリティサービスの組み合わせやIT活用等による利便性の向上 ・安全・安心なサービスの提供（運輸安全マネジメントシステム、乗務員の健康管理など） ・行政、地域関係者と連携した地域課題の解決、地域の魅力発信（地域コンテンツの開拓、ECプラットフォーム構築、貨客混載輸送、健康生活・子育て支援など）

人権の尊重と人材の確保・育成

リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・対応しなければ、人材の確保が困難となる。 ・企業イメージが低下する。 ・事業計画を円滑に推進することが困難となる。
機会	<ul style="list-style-type: none"> ・パーパス実現に向けた多様な人材、視点を確保する。
戦略	<p>人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針 グループ構想2030で掲げる「まちづくり・地域づくり企業」を実現するためには、社会や社内の課題を自ら発見し、解決手段を構築できる人材の確保、育成が重要であると考えており、そのための組織風土づくりに努めております。</p> <p>採用面においては、組織として視点、発想、ノウハウなど多様性の幅を持たせるため、性別や年齢、国籍などに関わらず積極的に雇用すること、また、グループ内での人材流動活用やOB・OGの有効活用も積極的に行ってまいります。</p> <p>育成面においては、会社指示による役職に応じた階層別の様々な研修や座談会のほか、通信教育やビジネスカレッジへの入学、社内ベンチャー制度、外部企業との交流制度など、役職や個々の従業員の希望に合わせた教育を受けられる体制を構築しております。</p> <p>社内環境整備に関する方針 個々の従業員が自身のライフスタイルに合わせて働き、活躍できるよう、勤務形態や各種休暇制度など社内環境整備に努めております。</p> <p>また、従業員の健康増進に向けて健康経営にも注力しており、保健師による保健指導や相談窓口対応の実施、乗務員を対象にしたSAS（睡眠時無呼吸症候群）検査・脳ドック・心疾患検査のほか人間ドックやがん検診等への補助制度も構築しております。</p> <p>さらに、従業員エンゲージメントサーベイを実施し、社内の制度や人間関係などの改善に努めております。</p>

また、当社グループでは、上記において記載した、人材の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次の通りであります。

指標	目標	目標年度	実績 (当連結会計年度)
女性管理職比率	10.0%	2025年度	8.2%
男性労働者の育児休業取得率	30.0%	2025年度	23.1%
労働者の男女の賃金の差異（全労働者）	45.0%	2025年度	40.2%
女性運転士数（注）1、2	50名	2025年度	30名
女性管理職数（注）1、2	10名	2025年度	5名

（注）1．当社単独の指標であります。

2．出向者を含み、出向受入者を除いております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 自動車運送業に係る補助金

自動車運送業においては、不採算路線であっても補助金制度を活用しながら社会的要請の高い路線運行を守っております。将来、補助金制度の廃止や一部削減が行われた場合、路線廃止等による事業規模の縮小、それによる地域社会の信用低下及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原油相場の動向

バスの動力源として、原油に大きく依存しており、その価格の動向は業績に影響を及ぼします。今後、EVバスへの移行がなされたとしても、電力価格は原油相場に依拠するところが多く、変わらず業績へ影響を及ぼすと考えます。購入単価が1円変動した場合、営業利益に与える影響は年間約200万円と試算しております。

(3) 自動車運送業に係る重大事故

自動車運送業の特性上、重大事故の可能性は常にあります。死亡・重大事故が発生すれば、賠償費用はもとより、行政処分により新たな事業計画が抑制される可能性があり、また社会的信用の失墜により、当社グループの運送業以外の事業へも影響を及ぼす可能性があり、規模によっては経営基盤を揺るがす可能性もあります。

運輸安全マネジメント制度の導入により、「輸送の安全の確保」が義務付けとなっておりますが、当社グループとしましても「安全は全てに優先する」という基本理念の下、3悪（飲酒運転・無免許運転・無車検運行）の撲滅、死亡事故・重大事故ゼロ、横断歩道上の事故ゼロ、自転車との事故ゼロ、交通事故件数の減少の5項目を目標に掲げ、トップから現場まで一丸となった安全管理体制（安全風土、安全文化）の構築に努めております。また、車両欠陥事故を絶対に起こさないよう、グループ内整備で法令に基づく点検・整備を徹底しており、加えて自社独自の追加整備など整備管理に細心の注意を払っております。

(4) 労働力の確保

当社グループが求める人材・労働力の確保、育成が計画通りに進捗しない場合は、事業計画の停滞が発生し、ひいては当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、乗務員確保のための柔軟な働き方の提案や運転体験会の実施のほか、採用特設サイト及びPR動画の作成・配信等による採用活動をしております。また、大学等教育機関との連携や、階層別研修等により社内の人材育成に努めております。

(5) 主要取引

不動産における主要賃貸物件や、自動車運送業における特定契約輸送等、特定の取引先との取引の消滅により業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、レジャーサービス業等においては一部フランチャイズ契約によっておりますので、提供される商品やサービスに重大な欠陥等が生じた場合や、本部の経営方針の転換や業績が悪化した場合には、当社グループの経営成績及び事業戦略等に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、不動産や自動車運送業においては、特定の取引先と友好的な関係を築きつつ、事業拡大を進め取引先を増やし、リスクを分散させることに努めてまいります。また、レジャーサービス業においては、提供される商品やサービス等についてはフランチャイザーと十分に協議を進めながら重大な欠陥が生じないよう注意を払っております。

(6) 伝染病等

新型コロナウイルス感染症の拡大では、緊急事態宣言が発出され、休校や休業など外出自粛要請がなされました。この様な対処法が確立していない、もしくは感染力が強い伝染病が流行した場合、人の移動が収益へと繋がる自動車運送業、旅行貸切業、レジャーサービス業等においては収益性の低下を招き、業績及び資金繰りに悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、このような事態においても公共交通事業者としての責務を果たすため、利用者の動向を見極めながら柔軟なダイヤ編成を行うとともに、固定費のさらなる削減、不採算事業の整理等の効率化に努めております。

(7) 自然災害、異常気象

台風や地震等の自然災害が発生した場合、保有資産の毀損や道路環境の変化による迂回運行など自動車運送業等の費用が増大し、業績に影響を及ぼします。また、冷夏暖冬、長雨、大雪などでは、旅行貸切業、レジャーサービス業等の収益性の低下を招き、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、事業継続計画や災害対応マニュアルを策定し、有事の際には車両等資産の保全・バス運行復旧に向けた行動計画等マニュアルに則り、いち早い復旧に努め被害を最小限に抑える努力をしております。

(8) 法令順守・不正行為

当社グループが展開する主要な事業は、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送業及び一般貸切旅客自動車運送業で国土交通大臣の許可を得て営業を行っております。また、その他の各事業も様々な法令・規則等による規制を受けており、これらの規制に違反した場合、または規制に重大な変更があった場合、当社グループの事業活動が制限されるほか、法令・規制等を遵守する費用が発生する等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、ガバナンス強化、各種法令及び社会的規範を順守するため、コンプライアンス委員会を設置しグループ全社の不正防止と法令順守、企業倫理の醸成に努めております。コンプライアンス委員会では年3回の内部監査を実施し、コンプライアンス活動の調査・ヒアリングを行っております。また、社内及び社外に「内部公益通報に関する規定」に基づく通報相談窓口を設置し、法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。

(9) 保有資産の減損

保有資産においては「棚卸資産の評価に関する会計基準」、「固定資産の減損に係る会計基準」等を適用しており、資産の回収可能額が帳簿価額を下回った場合等、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、収益性の低下等により投資額の回収が見込めないことにより減損処理が必要となる場合には、減損損失を計上するとともに、追加損失の計上が無いように収支改善策に取り組んでおります。

(10) 退職給付債務

従業員の退職給付費用及び債務は、割引率等数値計算上で設定される前提条件や年金資産、退職給付信託の期待運用収益率に基づいて予測計算されております。運用実績や金利変動、想定外の従業員の変動により実際の結果が変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される費用に影響を与えます。今後の資産運用環境や金利動向次第では、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 個人情報の漏洩

自動車運送業、レジャーサービス業及び旅行貸切業等では、大量の顧客情報を保有しておりますが、個人情報の流出等が発生した場合、顧客離れや企業イメージの失墜、更には多額の損害賠償請求による財務的リスクを負うなど、その後の事業展開、経営成績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、内部からの情報漏洩に対しUSBメモリ等の記憶媒体システムの使用を制限し、さらにパソコン上の操作履歴も記録する等対策をとっております。また、外部からの不正アクセスに対してはファイヤーウォール等の防御対策をとっております。

(12) 食品の安全性

当社グループは、お客様に安全・安心な食品を提供するため、衛生管理や品質管理を徹底し、トレーサビリティの強化にも注力しております。しかしながら、そうした取り組みの範囲を超えた事象が発生した場合、関連商品の消費の縮小や安全性確保のための費用により、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度のが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、内需を中心に景気の緩やかな持ち直しが続きました。しかしながら、不安定な国際情勢によるエネルギー価格及び原材料価格の高騰や急激な円安など先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは今後想定する事業環境の変化と経営課題を踏まえ、長期ビジョン「グループ構想2030」を策定し、「地域に不可欠、なくてはならない『まちづくり・地域づくり企業』へ進化する」ことを2030年のあるべき姿として位置づけました。その第一歩となる中期経営計画（2022年度～2024年度）においては、コロナ禍の影響を大きく受けた乗合バス事業、旅行業などの利益水準の回復と、「まちづくり・地域づくり企業」へ転換するための事業構造改革を基本方針とし、当連結会計年度においては注力エリアでの事業拡大や安定収益確保のための不動産投資など重点戦略の推進に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下の通りとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ1,683百万円増加し、60,627百万円となりました。増減の主なものは、有形固定資産の増加1,908百万円、受取手形、売掛金及び契約資産の増加976百万円、現金及び預金の減少1,014百万円などであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ224百万円減少し、15,720百万円となりました。増減の主なものは、借入金の減少1,012百万円、リース債務の減少180百万円、未払消費税等の増加212百万円、未払法人税等の増加204百万円、賞与引当金の増加144百万円、未払金の増加112百万円などであります。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等による利益剰余金の増加1,581百万円、その他有価証券評価差額金の増加294百万円、退職給付に係る調整累計額の増加46百万円等により前連結会計年度末に比べ1,908百万円増加の44,907百万円となり、自己資本比率は74.1%となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の売上高は前期比6,006百万円(15.5%)増の44,820百万円、営業利益は前期比2,062百万円(686.5%)増の2,362百万円、経常利益は前期比1,543百万円(143.0%)増の2,622百万円となりましたが、前期に本社ビル売却に伴う特別利益を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は前期比371百万円(17.4%)減の1,766百万円となりました。

セグメントの経営成績は次の通りであります。売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高又は振替高控除前の金額であります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

(自動車運送)

乗合バス部門におきましては、神戸市内において観光周遊バス「シティー LOOP」などの運行を開始したほか、前期から運行開始している連節バス「ポート LOOP」の新神戸駅への延伸、シティー LOOP との乗継停留所増設により回遊性を高めるなど利便性の向上に注力しました。また、大阪方面へは、通勤・通学需要の高まりに対応するために三田～大阪・新大阪線を増便するなど重点戦略エリアの路線強化を行いました。行動制限が緩和され人の移動が活性化されたこともあり、ICカード利用者数が前期比11.8%増となるなど、輸送人員は増加しました。高速バス部門においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け運休・減便していた路線について、利用者需要に応じて運行を再開し、淡路島線、三宮～四国線、中国ハイウェイ線（大阪～岡山県津山市）などにおいて回復の動きがみられました。また、一部の高速バス路線において運賃改定を実施したほか、一般路線においても定期券の割引率見直しを実施しました。以上の結果、売上高は前年同期比2,328百万円(12.2%)増の21,420百万円、営業利益は630百万円(前年度は営業損失647百万円)となりました。

(車両物販・整備)

車両物販部門におきましては、新車生産遅延による車両平均使用年数の伸長により、整備工場などへの維持メンテナンス用補修部品の出荷が増加したことに加え、自動車販売台数の増加などにより増収となりました。整備部門におきましては、新規法人顧客獲得に注力し、車検整備台数が増加したほか、高額な修理や車両改造を受注したことにより増収となりました。以上の結果、売上高は前期比592百万円(7.2%)増の8,819百万円、営業利益は前期比154百万円(36.0%)増の582百万円となりました。

(不動産)

賃貸部門におきましては、新たな収益物件を取得し賃貸を開始しましたが、前期に姫路駅前の本社兼賃貸用ビルを売却したことにより減収となりました。建設部門におきましては、こども園やグループホームの建設を請け負いましたが、前期に規模の大きな工事を請け負っていたことの反動により減収となりました。住宅部門におきましては、加古川住宅展示場に常設型モデルハウスを開設するなど積極的な営業施策を実施した結果、注文住宅の受注が増加しました。以上の結果、売上高は前期比380百万円(6.8%)減の5,249百万円、営業利益は前期比252百万円(16.2%)減の1,305百万円となりました。

(レジャーサービス)

サービスエリア部門におきましては、中国道リニューアル工事(吹田JCT～中国池田IC間)による終日通行止めの影響があったものの、行動制限の緩和により来店客数が増加しました。飲食部門におきましては、前期に不採算店舗4店舗を閉店しましたが、行動制限の緩和による来店客数の回復やオリジナルブランド「炭火焼き豚井専門店豚小家」2店舗をオープンしたことにより増収となりました。ツタヤFC部門におきましては、TSUTAYA熊見店を閉店したことにより減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比280百万円(7.5%)増の4,028百万円、営業損失は44百万円(前期は営業損失254百万円)となりました。

(旅行貸切)

旅行部門におきましては、行動制限の緩和に加え、県民割及び全国旅行支援を活用したツアーの販売拡大に取り組み、バスツアーの集客が増加したほか、新型コロナウイルス感染症の水際対策が緩和されたことにより訪日外国人向けの周遊ツアーが一部回復しました。貸切バス部門は前期の東京オリンピック輸送などの反動がありましたが、修学旅行をはじめとする学生団体などの受注が増加したことにより、車両の稼働率が改善しました。以上の結果、売上高は前期比1,764百万円(63.4%)増の4,548百万円、営業利益は20百万円(前期は営業損失660百万円)となりました。

(その他)

経営受託部門におきましては、新たにsoraかさい、赤穂市民総合体育館の指定管理を獲得したことや、前期は緊急事態宣言下で営業休止を余儀なくされた書写山ロープウェイや星の子館において利用者が増加したことにより増収となりました。農業部門におきましては、農産直売所のバスの八百屋において品揃えを強化したことにより、利用者が増加しました。また、当期より地域課題解決に取り組む地域事業部門を立ち上げ、自治体との連携を強化し、兵庫県を中心に観光をはじめとする地域活性化案件を請け負いました。なお、保育部門及びWebサービス部門の子会社を新たに連結の範囲に加えております。以上の結果、売上高は前期比1,212百万円(45.9%)増の3,853百万円となりましたものの、地域事業部門の立ち上げに伴う経費を計上したことなどにより営業損失は134百万円(前期は営業損失73百万円)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて1,014百万円減少し、9,953百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益2,567百万円、減価償却費1,699百万円、売上債権の増加886百万円などにより3,497百万円の収入(前期は3,949百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出3,671百万円、投資有価証券の売却による収入200百万円などにより3,315百万円の支出(前期は2,632百万円の収入)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出1,032百万円、配当金の支払240百万円、ファイナンス・リース債務の返済による支出162百万円などにより1,364百万円の支出（前期は1,429百万円の支出）となりました。

なお、当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フロー（営業活動におけるキャッシュ・フローと投資活動におけるキャッシュ・フローを合算したもの）は182百万円のプラスとなりました。

生産、受注及び販売の実績

当社グループはサービス業を主体とし、その生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であるため、生産実績・受注状況に代えて各セグメントの大半を占める提出会社及び特定の子会社の状況をb. その他の実績として記載するとともに、「(1) 経営成績等の状況の概要」における各セグメント業績に関連付けて示しております。

a. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
自動車運送	21,202	112.2
車両物販・整備	6,827	105.9
不動産	4,547	105.3
レジャーサービス	4,028	107.5
旅行貸切	4,432	160.8
報告セグメント計	41,038	113.4
その他	3,782	143.4
合計	44,820	115.5

(注) 1. セグメント間の取引については消去しております。

2. 総販売実績の100分の10以上の相手先は、前連結会計年度、当連結会計年度ともありません。

b. その他の実績

自動車運送

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比（％）
神姫バス(株)	一般乗合旅客・車両数(注)	両	737	99.9
	同 ・ 輸送人員(注)	千人	45,409	110.5

(注) 1. 一般旅客・車両数のうちリース車両は1両（前期は1両）であります。

2. 一般乗合旅客・車両数及び輸送人員のうちには、特定旅客に対するものが61両（前期比98.4％）、1,591千人（前期比100.3％）含まれております。

車両物販・整備

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比（％）
神姫産業(株)	自動車部品・タイヤ仕入高	百万円	5,061	104.8
神姫商工(株)	自動車整備・車検台数	台	5,755	102.2
	自動車販売・販売台数	台	308	124.7

不動産

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫バス(株)	賃貸料	百万円	2,220	91.4
神姫バス不動産(株)	土地分譲・区画数	区画	21	87.5
	建物販売・戸数	戸	31	106.9
	建設事業・完成工事高	百万円	1,021	80.4

レジャーサービス

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫バス(株)	ツタヤFC業・有効会員数	人	109,922	75.8
神姫フードサービス(株)	飲食業・仕入高 (売店の物販を含む)	百万円	1,259	126.7

旅行貸切

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫観光(株)	一般貸切旅客・車両数(注)	両	85	94.4
	同・延実働車両数	両	15,241	118.8
神姫観光(株)及び神姫バス(株)	旅行業・ツアー集客数	人	104,895	213.2

(注)一般貸切旅客・車両数のうちリース車両は27両(前期比79.4%)であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

売上高は、不動産業において前期に本社兼賃貸用商業ビルを売却したこと等により減収となったものの、行動制限が緩和され人の移動が活性化されたことにより自動車運送業において輸送人員が増加したことに加え、旅行貸切業において全国旅行割等の影響によりツアー集客数や貸切バス稼働が増加したことにより前期に比べ6,006百万円(15.5%)増加し、44,820百万円となりました。

営業利益は、人件費の増加や燃料費等の高騰はありましたが、上記の増収や、設備投資抑制による減価償却費の減少などにより前期に比べ2,062百万円(686.5%)増加し、2,362百万円となりました。

経常利益は、営業外収益においてコロナ関連助成金が減少したものの、営業利益の増加に伴い前期に比べ1,543百万円(143.0%)増加し、2,622百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失において減損損失が減少したものの、前期に当社本社ビルの売却による特別利益を計上したことの反動により前期に比べ371百万円(17.4%)減少し、1,766百万円となりました。

なお、売上高経常利益率は5.9%(前期比3.1ポイント増)、ROA(総資産経常利益率)は4.4%(前期比2.5ポイント増)となりました。

セグメントごとの分析につきましては、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載の通りであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因につきましては、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性につきましては、当社グループの運転資金及び設備資金を内部資金又は金融機関からの借入により資金調達することとしています。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入金を基本としており、設備投資や長期運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入金での調達を基本としております。また、当社グループではキャッシュ・マネジメントシステム(CMS)を導入し、グループ内資金を集中管理することにより資金効率向上及び有利子負債の圧縮に努めております。なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は3,011百万円となり、前連結会計年度に比べ1,193百万円減少しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載の通りであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載の通りであります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

研究開発活動は行っておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では「経営資源の効率的な配分」を基本方針とし、自動車運送業、不動産業を中心に全体で3,502百万円（前年同期比156.0%）の設備投資（無形固定資産を含む）を実施いたしました。当連結会計年度の設備投資の内訳は、次の通りであります。

（単位：百万円）

セグメントの名称	当連結会計年度
自動車運送	876
不動産	2,504
上記以外の報告セグメント	77
報告セグメント計	3,458
その他	24
消去又は全社	19
合計	3,502

自動車運送業におきましては、輸送力強化や旅客の利便性向上を図るため、乗合バス24両の車両更新のほか、神姫通送(株)の本社移転による設備投資を行いました。不動産業におきましては、賃貸用不動産を取得しました。

なお、所要資金は、自己資金及び借入金によっております。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下の通りであります。

(1) 提出会社

（2023年3月31日現在）

事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 （人）
			建物及 び構築 物	車両 運搬具	土地		リース 資産	その他	合計	
					面積 （千㎡）					
姫路営業所 他 14営業所 （兵庫県姫路市他）	自動車運送	車庫・営業所	2,233	1,311	137	7,752	20	177	11,495	1,299 [5]
イオン小野 （兵庫県小野市）(注)2	不動産	ショッピングセン ター（賃貸設備）	171	-	10 [3]	114	-	-	285	5
新大阪トラストタワー （大阪市淀川区）	不動産	オフィスビル （賃貸設備）	147	-	0	229	-	0	377	
姫路駅南マークビル （兵庫県姫路市）	不動産	オフィスビル （賃貸設備）	235	-	1	613	-	9	858	
常温一括加古川センター （兵庫県加古川市）	不動産	物流施設 （賃貸設備）	426	-	16	728	-	57	1,212	
ベルアールビル （大阪市西区）	不動産	賃貸マンション他 （賃貸設備）	587	-	0	740	-	0	1,328	
姫路ターミナルスクエア （兵庫県姫路市）	不動産	オフィスビル （賃貸設備）	1,732	-	2	261	-	5	1,998	
加古川商業施設 （兵庫県加古川市）	不動産	住宅展示場他 （賃貸設備）	134	-	19	1,188	-	-	1,322	
神姫明石大手ビル （兵庫県明石市）(注)2	不動産	ホテル （賃貸設備）	240	-	- [0]	-	-	0	240	
キュエル姫路 （兵庫県姫路市）	不動産	商業ビル （賃貸設備）	502	-	0	9	-	2	514	
G101A住道 （大阪府大東市）	不動産	賃貸マンション （賃貸設備）	650	-	0	217	-	-	867	
LAURO豊里 （大阪府大阪市）	不動産	賃貸マンション （賃貸設備）	480	-	0	170	-	3	654	
エンヴィーザライフ岡山 （岡山県岡山市）	不動産	賃貸マンション （賃貸設備）	332	-	0	116	-	0	448	
ココファン姫路 （兵庫県姫路市）	不動産	サービス付高齢者 住宅（賃貸設備）	941	-	1	169	-	24	1,135	
アーバンフラッツ王子公園 （兵庫県神戸市）	不動産	賃貸マンション （賃貸設備）	242	-	0	221	-	9	473	
その他各賃貸施設 （兵庫県三田市他）	不動産	ホームセンター他 （賃貸設備）	419	-	501	6,977	-	39	7,436	
TSUTAYA姫路広峰店 他 4店舗 （兵庫県姫路市他）	レジャー サービス	ツタヤFC店舗	127	0	5	8	-	10	146	4 [45]

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)
			建物及 び構築 物	車両 運搬具	土地		リース 資産	その他	合計	
					面積 (千㎡)					
本社施設他 (兵庫県姫路市他)	全社的管理業 務・販売業務他	その他設備	35	4	39	105	-	27	172	246 [23]

(2) 国内子会社

(2023年3月31日現在)

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)
			建物及 び構築 物	車両 運搬具	土地		リース 資産	その他	合計	
					面積 (千㎡)					
神姫観光株 (兵庫県姫路市他)	旅行貸切	貸切バス	0	12	-	-	94	0	108	243 [48]
神姫運送株 (兵庫県姫路市他)	自動車運送	車庫・営業所	33	74	12	688	-	18	815	59 [39]
立花神姫タクシー株 (兵庫県尼崎市)	自動車運送	車庫・営業所	10	6	0	121	-	1	140	64 [3]
神姫産業株 (神戸市兵庫区)	車両物販・整備	営業所・店舗	469	12	8	632	-	20	1,133	131 [6]
神姫商工株 (兵庫県姫路市)	車両物販・整備	整備工場・店舗	19	2	-	-	-	124	146	159 [0]
神姫トラストホープ株 (兵庫県姫路市)	自動車運送	車庫・営業所	95	4	11	747	6	57	910	118 [515]
神姫バス不動産株 (兵庫県姫路市他)	不動産	本社・賃貸土地	147	3	10	521	-	0	673	69 [279]
神姫フードサービス株 (兵庫県姫路市他)	レジャー サービス	飲食店舗	72	3	2	82	-	21	179	75 [458]

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、工具、器具及び備品の合計であります。

2. 連結会社外から賃借している土地の面積については [] で外書しております。年間賃借料は23百万円であります。

3. 従業員数の [] は、臨時従業員を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
神姫バス株	兵庫県内 各営業所他	自動車運送	乗合バス 23両	686	-	自己資金	2023年 11月	2024年 2月	-

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,000,000
計	22,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認 可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,172,000	6,172,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	6,172,000	6,172,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注)	24,688,000	6,172,000	-	3,140	-	2,235

(注) 2017年6月29日開催の第134回定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式総数は24,688,000株減少し、6,172,000株となっております。

(5) 【所有者別状況】

(2023年 3月31日現在)

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	19	6	49	13	2	2,773	2,864	-
所有株式数 (単元)	106	8,931	7	10,997	100	11	41,106	61,258	46,200
所有株式数の割合 (%)	0.17	14.58	0.01	17.95	0.16	0.02	67.11	100	-

(注) 自己株式151,004株は「個人その他」に1,510単元、「単元未満株式の状況」に4株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2023年 3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
阪神電気鉄道株式会社	大阪府大阪市福島区海老江 1 丁目 1 - 24	590	9.81
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口) (注) 3	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 12	440	7.31
神姫バス従業員持株会	兵庫県姫路市西駅前町 1	140	2.33
三菱ふそうトラック・バス株式会社	神奈川県川崎市中原区大倉町10番地	95	1.58
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 - 2	71	1.20
播州信用金庫	兵庫県姫路市南駅前町110番地	60	1.00
姫路信用金庫	兵庫県姫路市十二所前町105番地	60	1.00
グローリー株式会社	兵庫県姫路市下手野 1 丁目 3 - 1	60	1.00
横浜ゴム株式会社	東京都港区新橋 5 丁目36 - 11	60	1.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号 日本生命証券管理部内	56	0.94
計	-	1,632	27.11

(注) 1 . 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2 . 発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第 3 位以下を四捨五入して表示しております。

3 . 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数440千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に35千株保有しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(2023年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 151,000	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,974,800	59,748	同上
単元未満株式	普通株式 46,200	-	-
発行済株式総数	6,172,000	-	-
総株主の議決権	-	59,748	-

(注) 「単元未満株式」の中には、当社保有の自己株式が次の通り含まれております。

自己株式 4株

【自己株式等】

(2023年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
神姫バス株式会社	兵庫県姫路市西駅 前町1番地	151,000	-	151,000	2.45
計	-	151,000	-	151,000	2.45

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	543	1,849,870
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	151,004	-	151,004	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、経営環境の変化や将来の事業展開等に対応しうる財務基盤の堅持と株主価値向上のための投資を行うとともに、安定的な配当を維持・拡大することを配当還元方針としております。

また、内部留保資金につきましては、当社の投資方針に則り、不動産での収益物件取得といった開発事業での投資と、成長分野やDX戦略への投資といった戦略的な投資、及び車両更新や既存物件の設備更新といった安全・維持に関する投資に重点を置き、グループ全体の成長のために活用してまいります。

剰余金の配当は中間と期末の年2回行うこととしており、その決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。中間配当は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として実施することができる旨を定款に定めております。

上記方針により、当事業年度は1株当たり40円(中間配当17.5円、記念配当5.0円、期末配当17.5円)の配当を実施することと決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は13.64%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2022年8月30日 取締役会決議	135	22.50
2023年6月23日 定時株主総会決議	105	17.50

(注) 2022年8月30日取締役会決議による1株当たり配当額には、創立95周年記念配当5円を含んでおります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核としており、地域に密着した企業としての役割を認識したうえで企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。したがって、短期的な営利を追求するのではなく、当社が中長期的に存続するために必要な「経済性」と「公共性」双方のバランスの取れた経営こそが当社に課せられた最重要課題であると認識しております。この認識のもと、当社は監査役会設置会社として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法律上の機関をはじめとした様々なガバナンスの仕組みを整備し実践することで、多様な利害関係者に対して効率性と健全性の高い経営を目指しております。また、適時かつ確かな企業情報の開示に努め、企業活動に対する透明性の確保、コンプライアンスの周知徹底、監視・チェック機能の強化及びリスク管理の徹底に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社として、取締役会が経営戦略等重要意思決定のほか、取締役の職務の執行について監督をし、監査役が取締役の職務の執行の監査を行っております。加えて、取締役の監督機能のさらなる強化のため、2021年4月27日に指名・報酬委員会を設置いたしました。また、これらのほか、臨時の取締役会、常勤役員会、部門長会議を開催し、代表取締役をはじめとする取締役及び幹部の業務の執行状況の監視や迅速な意思決定を行っております。さらに、グループ全体の課題解決と継続的な資質向上を目的に当社グループの役職員が出席する組織として「コンプライアンス委員会」「安全管理委員会」を設置しております。なお、委員会として設置していた「SDGs委員会」は、サステナビリティに関する取り組みを推進するガバナンス体制を強化するべく、当事業年度において常勤役員会の中に「サステナビリティ推進会議」として移行しております。

イ.取締役会

取締役会は5名の社外取締役を含む11名の取締役で構成（構成員については、(2)役員の状況に記載の通り）され、社外取締役は運輸業界に精通した経営者や会計・経営学に精通した大学教授、様々な業界のスペシャリスト、女性経営者等の視点から当社の経営に対して客観的な立場に立った助言をし、また、執行の監督を行っております。取締役会は原則毎月1回以上開催し、議長は社長が務めております。

ロ.指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は取締役、監査役の指名・報酬に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保し、取締役の監督機能を強化するために設置しております。同委員会は3名以上の当社役員で構成され、うち過半数を独立社外取締役(独立性が高いと判断される者を優先する)が占めること及びその委員長は独立社外取締役が務めることとしております。現在、3名の独立社外取締役(殿村美樹、藤岡資正、三谷康生)と代表取締役1名(長尾真)の4名で構成し、委員長を殿村美樹が務めております。

ハ.常勤役員会

常勤役員会は原則毎月開催され、常勤取締役6名（構成員については、(2)役員の状況に記載の長尾真、丸山明則、横山忠昭、梅谷榮一、井村在宏、三木公仁）と常勤監査役1名（小林健一）が取締役会から委譲された案件の決議等に関する審議を行っております。また、サステナビリティに関する取り組みを推進するガバナンス体制を強化する「サステナビリティ推進会議」も必要に応じて開催しております。「サステナビリティ推進会議」では、事業部組織と連携し、マテリアリティの特定、対応方針や目標の決定、中期経営計画の進捗管理を行い、審議結果を取締役会に報告しております。

ニ.部門長会議

部門長会議は毎月1回開催し、常勤取締役6名、常勤監査役1名、当社各部長及び主要子会社の社長が出席（本報告書提出日現在合計19名で構成）し、情報の共有と業務の執行状況の監視・監督を行っております。

ホ.監査役会

監査役会は3名の社外監査役を含む4名の監査役で構成（構成員については、(2)役員の状況に記載の小林健一、澤田恒、岩崎和文、中尾一彦）され、原則取締役会に合わせて開催し、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の運営、決議の妥当性、適正性を監査しております。

へ.コンプライアンス委員会

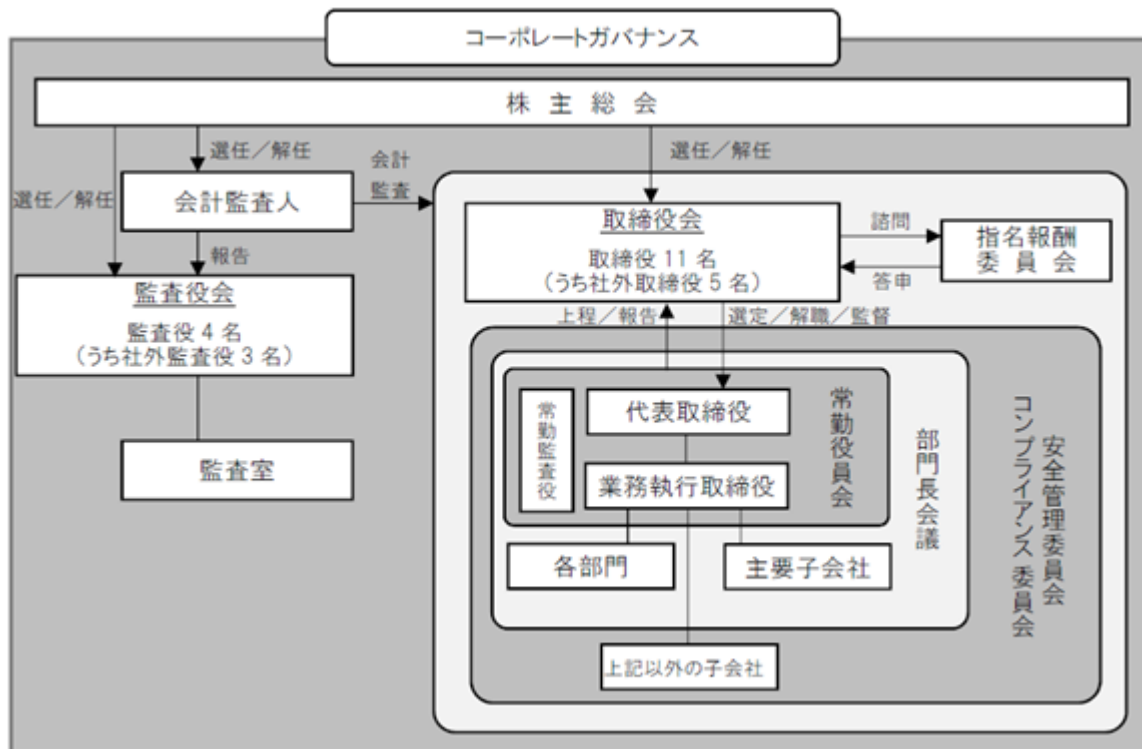
コンプライアンス委員会ではグループ全社の不正防止と法令順守、企業倫理の醸成を目的として設置しています。各委員による当社全事業所及び全国内子会社に対して、会社法などあらゆる会社が順守すべき法令や各事業特有の法令の順守状況やハラスメントの有無などを監査しております。

本委員会は委員長を当社取締役社長 長尾真が務め、委員は当社全部門長及び子会社コンプライアンス担当者が務めています。

ト.安全管理委員会

安全管理委員会では、国土交通省の定める運輸安全マネジメント制度に則り、当社グループの主要事業である運送事業における輸送の安全性の確保を目的として設置し、運輸安全マネジメント目標達成のため、定期的な会議の開催と監査によりPDCAを回しています。本委員会は委員長を常務取締役横山忠昭が務め、委員は当社バス事業部管理職及び輸送関連事業を行う子会社幹部が務めています。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は次の通りであります。



常勤役員会にて「サステナビリティ推進会議」を開催しております。

企業統治に関するその他の事項

内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

イ.基本方針

当社グループは、企業理念である「地域共栄 未来創成」に則り、顧客、株主及び地域住民等広範な利害関係者の信頼感、ならびに企業グループの価値を向上させるため、業務の有効性及び効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、事業活動に係わる法令等の順守、資産の保全に努めます。

ロ.体制の整備状況

() 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は「取締役会規則」「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会又は稟議手続をもって、その重要性の度合いに応じて決議又は報告し、記録を残しております。
- ・取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、重要な契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会等からの閲覧の要請に備えるものとしております。

() 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社を取り巻くリスクを特定し対処するため、「リスク管理規程」、「危機管理マニュアル」、「災害対応マニュアル」及び「事業継続計画書」を策定し、事業リスクの認識と事故の未然防止、地震等の緊急事態の対応(クライシスマネジメント)を定めております。また、各部門は所管業務に関する規程類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリスク管理に取り組んでおります。

- ・交通事業者として最も優先すべき安全対策については、「安全管理委員会」を設置し、運輸安全マネジメントシステムの実行により、安全と安心の確保に努めております。
 - ・財務報告に係るリスク管理に関しては、企業会計審議会より示された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」に準拠して、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築し、運用しております。
- () 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、取締役会の定期開催や原則毎月の常勤役員会及び部門長会議によって、重要案件の決定及び取締役の職務執行状況の報告を行っております。
 - ・取締役の職務分掌を明確にするため、会社を代表する取締役のほか、総括取締役、業務担当取締役、使用人兼務取締役などを定めることができるとしてあります。加えて、牽制機能を確保するため、独立性の高い複数名の社外取締役が取締役会での職務執行の決定に携わっております。
- () 当社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、「企業行動憲章」「行動規範」を制定し、法令順守、社内規程順守及び企業倫理に則って行動するための指針を明確にしております。
 - ・当社は、「組織規程」等により責任と権限の明確化を図っており、重要な業務執行の場面において、必要に応じて監査役に指導を仰いでおります。
 - ・常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤役員会、部門長会議等への出席を通じて、コンプライアンスの観点から必要な助言を行っております。
 - ・当社は、「コンプライアンス委員会」「安全管理委員会」の委員会活動を通じて法令順守等の監視機能を高めております。
 - ・当社は、社内及び社外に「内部公益通報に関する規程」に基づく通報相談窓口を設置し、取引先からの通報も受け付けることで法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。
 - ・社会の秩序や健全な事業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応する旨を「行動規範」「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対応細則」「危機管理マニュアル」に定めております。
- () 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a . 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（下記c及びdにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループにおけるガバナンス強化策の一環として、当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社経営報告会などにおける親会社役員と子会社幹部との意見交換会を通じて、子会社の事業計画や設備投資計画などの重要案件の親会社への報告を義務づけるとともに、新規事業や多額の投資案件については当社常勤役員会において事前審査も行ってあります。合わせて、重要案件の業務執行状況についての報告も義務づけてあります。
- b . 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- グループの事業運営上必要な子会社にあっては「コンプライアンス委員会」「安全管理委員会」に出席させ、適正に業務を行うための体制を整えてあります。とりわけ「コンプライアンス委員会」は、グループ全社の不正の発生防止に向けた活動に取り組んでありますが、より実効性を高めるために内部監査を行って、課題の把握及び対応策の検討を継続的に実施しております。また、必要に応じて階層別のグループ会議を開催し、グループ経営の適正化と情報の共有を図るとともに、当社及び子会社において潜在するリスクの認識と顕在化した場合の情報伝達ルールについても定めてあります。
- c . 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、3事業年度ごとにグループ全体の中期経営計画を策定し、また、親会社役員は子会社役員を兼務し、グループ全体最適の観点から職務の執行状況の監視、助言を行っております。加えて、グループ全体の資金調達の効率化を図るため、キャッシュ・マネジメント・システムを導入しております。
- d . 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社の監査役又は取締役、管理職を子会社の監査役に選任することで、網羅的な監査役監査を行い、法令順守や環境保護、業務の適正化等を行っております。また、当社の監査役と子会社の監査役との連絡会を定期的に開催し、情報共有をしております。さらに、グループ全社員に適用する「企業行動憲章」「行動規範」「コンプライアンス規程」を策定するとともに、当社総務課又は外部の弁護士法人に対し直接、内部公益通報を行うことができるようにするなど、グループ全体で法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。

- () 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人として監査室課長、同所属社員（以下「監査担当者」といいます。）を内部監査業務と兼務することとして配属しており、監査担当者の中から数名をコンプライアンス委員会に所属させ、定期的に監査を行っております。
 - ・ 監査担当者の異動等については、あらかじめ常勤監査役の同意を得るとともに、監査担当者は監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。
 - ・ 取締役は、監査担当者がその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けないよう配慮し、監査担当者はその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けたときは、常勤監査役に報告し、不利な取扱いを排除できるよう求めることができることとしております。
- () 当社の監査役への報告に関する体制
- a . 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ・ 取締役及び使用人は、部門長会議や「コンプライアンス委員会」「安全管理委員会」からの報告を通じて、法令で定められた事項、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について、監査役に報告することとしております。
 - ・ 当社のコンプライアンス担当部署は、当社の役職員からの内部公益通報の内容について、業績に影響を与えるなど重要なものは監査役に報告することとしております。
- b . 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ・ 監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を聞くことができるとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は、監査役会に対し、監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。
 - ・ 当社のコンプライアンス担当部署は、当社グループの役職員からの内部公益通報の状況について、業績に影響を与えるなど重要なものは監査役に報告することとしております。
- c . 上記 a、b の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は監査役に報告した者に対し、いかなる不利な取扱いを行わず、また報告をした者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を取らなければならないこととしております。
- d . 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社では、監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求め、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことができないこととしております。
- () その他当社の監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 常勤監査役は、取締役会及び常勤役員会等に出席し、決議又は報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要に応じて、担当者からの説明、意見を求めております。
 - ・ 常勤監査役は、コンプライアンス監査の実施後には、指摘事項及びレビュー結果の報告を受けております。
 - ・ 監査役は、必要に応じて代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等についての意見交換を行うこととしております。

責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役5名及び監査役4名は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役ともに500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3の第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、これら役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

また、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項で定める株主総会特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを可能とするためであります。

取締役会、指名・報酬委員会の活動状況

イ. 取締役会の活動状況

当社の取締役会は、原則として月1回開催し、当事業年度は合計12回開催しており、個々の取締役の出席状況は以下の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長 長尾 真	12回	12回
代表取締役・専務取締役 丸山 明則	12回	11回
常務取締役 横山 忠昭	12回	12回
社外取締役 上門 一裕	12回	12回
社外取締役 藤岡 資正	12回	12回
社外取締役 殿村 美樹	12回	12回
社外取締役 秦 雅夫	12回	12回
社外取締役 三谷 康生	12回	12回
取締役 井村 在宏	12回	12回
取締役 梅谷 榮一	12回	12回
常勤監査役 小林 健一	12回	12回
社外監査役 澤田 恒	12回	12回
社外監査役 石田 昭二	12回	12回
社外監査役 岩崎 和文	9回	9回

ロ．取締役会の具体的な検討内容

当事業年度における取締役会では、以下の点について重点的に審議を行いました。

・中期経営計画の進捗

当事業年度を初年度とする中期経営計画の進捗状況を報告させることで、モニタリング機能を果たすとともに、課題についても共有することで、経営陣による適切な意思決定を促しております。

・投資戦略

事業構造改革に向けた積極的投資と投資管理の高度化による経営資源の適切な配分と生産性を向上させる投資戦略について、その領域と要素などを議論し、当事業年度においては3件の収益物件の取得を決議いたしました。

・サステナビリティ

「サステナビリティ推進会議」において決定されたサステナビリティ方針及びマテリアリティ（重要課題）・ガバナンス体制の報告を受けたうえで、今後の対応について議論いたしました。今後も、サステナビリティの進捗や課題について、引き続き確認していきます。

上記のほか、毎月、業務執行取締役から取締役会審議事項の報告を行っております。

ハ．指名・報酬委員会の活動状況

当社の指名・報酬委員会は、1年に1回以上開催し、当事業年度は合計3回開催しており、各委員の出席状況は以下の通りあります。

氏名	開催回数	出席回数
社外取締役 殿村 美樹	3回	3回
社外取締役 藤岡 資正	3回	3回
社外取締役 三谷 康生	3回	3回
代表取締役社長 長尾 真	3回	3回

ニ．指名・報酬委員会の具体的な審議内容

当事業年度における指名・報酬委員会では、役員報酬額についての審議や、業績連動報酬における業績及び支給額を確認し、取締役会への答申内容を決定いたしました。また、役員報酬における課題や検討事項についても意見交換を実施しました。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、特定株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、下記「1」の「当社の企業価値の源泉」を十分に理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることを可能とする者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることになります。

近時の資本市場においても、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しうる程度の大規模な株券等の買付行為等を強行するといった事態も生じています。今後もこうした大規模な株券等の買付行為等が行われることが十分に想定されます。

このようリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、特定株主グループの議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、大規模買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する大規模買付行為の提案がなされていない時点において、予めそうした提案への対応策を導入しておくことが必要であると判断しております。

このように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することのない大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対して

は、当社は、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えます。

・当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識した上で、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な増収・増益策の実施、コスト管理の強化、経営資源の有効活用を推進し、かつCSR（企業の社会的責任）を果たすために、(a)法令順守（コンプライアンス）、(b)危機管理、(c)雇用維持、(d)CD（顧客感動）、(e)環境対策及び社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。

具体的には、以下の施策を推進しております。

生活路線の可能な限りの維持を基本とするも、効率化を図るための不採算路線の整理・縮小と採算の見込める路線への輸送力シフト

(a)不採算地域一括でのコミュニティバス、管理の委託化、分社化の推進

(b)神戸市中心部への短絡ルート線の充実と同地での路線網の充実

(c)公営バスからの路線譲受け、管理委託

(d)連節バスの強化

適正な賃金レベル・労働条件の維持

CS（顧客満足）から更に進んだCD（顧客感動）の実現

(a)車両及び搭載機器の更新

(b)全従業員を対象とした接客サービス向上研修の継続実施

(c)自社施設での運転技術向上のための教育

また、当社グループにおけるバス事業以外のその他の事業については、旅行貸切、飲食、レジャー、不動産賃貸、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。

具体的には、以下の施策を推進しております。

旅行形態の個人・小グループ化に合わせた旅行商品の企画造成

サービス事業でのM&A、FC加盟等による新規分野への進出、産官学連携、海外進出による事業領域の拡大
不動産物件取得による安定収益確保

自治体等の施設の運用受託又は譲受け、及び地域活性化支援事業の推進

以上を骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高及び経常利益の増大、事業の選択と集中、及び不要不急の資産の売却・活用による借入額の抑制等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社を中核とする神姫バスグループが、その企業理念とバス事業者としての公共的使命及びこれらを背景とするビジョンに基づき企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るためには、中核事業であるバス事業の健全経営によって生み出される信用とその知名度を生かして、地域との深い関わりを基盤とした事業展開を推進し、既存事業の周辺事業・派生事業を中心に事業の拡充を図ることが必要不可欠と考えます。今後もこの方針を継続し、事業ポートフォリオを拡充させていくことで、外的な要因によって経営に不安定要素が生じるリスクを分散させることを目指しております。また、当社の事業計画は、1995年度から開始した3年単位の中期経営計画によって遂行しており、特に当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営が必要であり、これらこそが企業価値の源泉であると考えております。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

具体的には、2006年6月29日開催の第123回定時株主総会（以下、「第123回定時株主総会」といいます。）において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役10名のうち、5名については独立性を有する社外取締役としており、いずれも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

さらに、当社は、監査役会を設置しておりますが、2007年6月28日より、従来の常勤監査役1名及び社外監査役2名の計3名体制から、社外監査役を1名増員し、常勤監査役1名及び社外監査役3名の計4名体制に変更し、監査機能の強化を図っております。なお、社外監査役3名についても独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

加えて、2021年度より取締役の人事や報酬などの透明性を確保するため取締役会より一定の権限の委譲を受けた指名・報酬委員会を設置しております。

このように、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 対応方針の継続の目的

当社取締役会は、当社が上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為、とりわけ限られた時間内で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかでない状況下において、公開買付けの内容には満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が不本意な形で大規模買付行為に応じて保有する株式を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上強要される事態も想定されます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同するか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、及び当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。

さらに、当社取締役会といたしましては、昨今の市場における大規模買付行為の実態を考えると、公開買付け以外の方法によって当社株券等の買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、大規模買付行為を行うにあたり、当社取締役会の同意を得ることを求めることとし、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採る必要があると考えております。また、当社取締役会としては、株主共同の利益を守るために、大規模買付者により行われる大規模買付行為に関して十分な情報等の取得に努め、これらの情報を株主の皆様にご提供することを通じて、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことに役立てるよう努力することが必要であると考えております。

そこで、当社は、第123回定時株主総会において、大規模買付行為への対応方針（以下、「当初対応方針」といいます。）を導入し、その後、直近では2021年6月25日開催の第138回定時株主総会（以下、「第138回定時株主総会」といいます。）において、「買収防衛策一部変更・継続の件」をご承認いただき、当初対応方針の内容を一部変更いたしました。（以下、変更後の当該対応方針を「本対応方針」といいます。）

これにより、当社取締役会は、今後も大規模買付者に対して、本対応方針に定めた大規模買付ルールに従って買付けを行うことを求めることといたしました。

大規模買付ルールの具体的な内容は、以下の通りであります。

大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。

大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合又は結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

また、当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付ルールの順守の有無にかかわらず、大規模買付者から大規模買付者及び大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、取得した当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

また、当社取締役会は、その意見及び代替案の検討のために、弁護士、公認会計士又は学識経験者等の公正な外部専門家（以下、これらの外部専門家を総称して「外部専門家」といいます。）の意見、助言等を得るように努めるものとします。

特に、大規模買付ルールに従って、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、株主の皆様への情報提供として、大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考とさせていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくこととします(ただし、当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、又は取得した大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には、当社ウェブサイト(<https://www.shinkibus.co.jp/>)にて、当該大規模買付情報を開示する場合があります。)。また、株主総会開催日の概ね30日前を経過後に提供された大規模買付情報については、随時、当社ウェブサイトにて開示することといたします。

当社取締役会としては、大規模買付情報の取得及び大規模買付者との交渉等に努め、また、外部専門家の意見、助言等も参考にした上で、取得した情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会としての意見及び代替案等を株主の皆様にご提示します。

特に、大規模買付ルールが順守され、当社株主総会が開催される場合には、株主総会開催日までに、取締役会としての意見及び代替案等を株主の皆様にご提示いたします。なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではありません。例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルールに従って、公開買付けが実施された場合には、当社株主総会の判断に基づいて対抗措置の発動の要否が判断されることになり、提供された大規模買付情報が不十分であるとの理由に基づいて当社取締役会の判断のみによって対抗措置を発動するといった、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることとなります。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、公開買付期間満了前に株主総会を開催し、当社取締役会は、当該株主総会において、大規模買付者及び当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付者から新株予約権を承継した者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、「大規模買付者等」といいます。))のみ行使することができないという内容の行使条件及び大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を、決議の対象として上程します。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会としては、株主の皆様に対して、それまでに受領した大規模買付情報を提供するほか、外部専門家の意見、助言等を得て、かかる意見、助言等も参考にした上で、当社取締役会としての意見及び代替案等をご提示いたしますが、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。

これに対し、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、当社取締役会は、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為であり、対抗措置の発動が必要でない又は相当でない場合を除き、一定の基準日を設定した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行います。

・上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記 . の「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

従って、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

ア 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、及び 当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、本対応方針は、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、一定の対抗措置を採ることとしており、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

イ 当該取組みが当社の株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、第123回定時株主総会において、買収防衛策に係る定款変更案及び当初対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、直近では第138回定時株主総会において、当初対応方針又は旧対応方針を一部変更の上で継続することについて、株主の皆様からご承認をいただいております。今後本対応方針を一部変更、継続する場合には、定時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件としていること、大規模買付ルールに従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗策を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断

いただくこととなっていること、本対応方針の有効期間を2024年に開催する当社の定時株主総会までとし、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぐこと、当社定款第41条（定款変更により条数が変更された場合には同条項に相当する条項とします。）に基づいて、当社取締役会は、いつでも本対応方針を廃止することができること、第123回定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただいております。取締役の選任を通じて株主の皆様の意向をより直接的に反映することから、株主の皆様の意思をより反映する仕組みとなっております。

また、本対応方針は、客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定していることに加え、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

さらに、本対応方針は、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続又は改廃の決議を行うことができ、デッド・ハンド型買収防衛策又はスロー・ハンド型買収防衛策のいずれでもありません。

また、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、加えて、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日改訂）の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえた内容となっております。

以上の理由により、当社取締役会は、上記の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性14名 女性1名 (役員のうち女性の比率6.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	長尾 真	1959年7月23日生	1982年4月 当社入社 2003年6月 企画部長 2005年2月 株式会社エー・ビー・シー神姫トラベル(現株式会社神姫トラベル) 代表取締役社長就任 2005年6月 当社取締役就任、企画部長委嘱 2009年6月 常務取締役就任 2012年4月 神姫観光ホールディングス株式会社(現神姫観光株式会社) 代表取締役社長就任 2012年6月 当社専務取締役就任 2013年6月 代表取締役社長就任(現任) 2015年6月 公益社団法人兵庫県バス協会 会長就任(現任) 2017年5月 株式会社山陽百貨店 取締役就任(現任) 2017年6月 山陽電気鉄道株式会社 取締役就任(現任)	(注)3	14
代表取締役 専務取締役 総括、地域事業本部・ 東京オフィス担当、 地域事業本部長	丸山 明則	1958年5月16日生	1981年3月 当社入社 2003年6月 バス事業部長 2006年6月 取締役就任、バス事業部長委嘱 2007年6月 公益社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長就任(現任) 2009年6月 当社常務取締役就任 2012年5月 神姫クリエイティブ株式会社 代表取締役社長就任 2013年6月 当社専務取締役就任 2014年5月 神姫環境サービス株式会社(現神姫バス不動産株式会社) 代表取締役社長就任 2017年6月 当社代表取締役・専務取締役就任(現任) 2022年4月 地域事業本部長委嘱(現任)	(注)3	7
常務取締役 バス事業部・次世代モビリティ推進室担当	横山 忠昭	1971年10月18日生	1994年4月 当社入社 2014年4月 企画部長 2016年6月 取締役就任、企画部長委嘱 2017年6月 バス事業部長委嘱 2021年6月 常務取締役就任(現任)	(注)3	1
常務取締役 経営企画部担当	梅谷 榮一	1963年7月8日生	1987年4月 当社入社 2012年6月 バス事業部明石営業所長 2014年5月 神姫クリエイティブ株式会社 常務取締役就任 2015年5月 同社代表取締役社長就任 2017年5月 株式会社スイム 代表取締役社長就任 2021年6月 当社取締役就任、経営企画部長委嘱 2022年4月 神姫フードサービス株式会社 代表取締役社長就任 2023年6月 常務取締役就任(現任)	(注)3	1
取締役	上門 一裕	1958年3月22日生	1980年4月 山陽電気鉄道株式会社入社 2005年6月 同社取締役就任 2009年6月 同社代表取締役社長就任(現任) 2013年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	藤岡 資正	1976年12月11日生	2007年12月 チュラロンコン大学サシン経営大学院 会計学担当教員就任(現任) 2011年4月 同大学院日本センター 所長就任(現任) 2017年4月 SEKISUI HEIM REAL ESTATE(THAILAND) CO.,LTD. 取締役就任 2018年4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科 准教授就任 2019年6月 当社取締役就任(現任) 2020年4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科 専任教授就任(現任) 2020年4月 同志社大学中小企業マネジメント研究センター 嘱託研究員(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	殿村 美樹	1961年2月26日生	1983年4月 株式会社福寿園入社 1992年1月 株式会社TMオフィス 代表取締役就任(現任) 2015年4月 同志社大学大学院ビジネス研究科MBAプログラム 嘱託教員就任(現任) 2017年4月 内閣府地域活性化伝道師就任(現任) 2019年1月 一般社団法人地方PR機構 代表理事就任(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任) 2023年5月 財務省 近畿財務局アドバイザー(現任)	(注)3	-
取締役	三谷 康生	1967年5月27日生	1990年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入社 2007年10月 株式会社日本M&Aセンター 執行役員就任 2012年4月 同社執行役員大阪支社長就任 2016年1月 株式会社ジャパンM&Aアドバイザー 代表取締役社長就任 2019年3月 ワイエムエー株式会社 代表取締役社長就任(現任) 2021年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	久須 勇介	1961年6月17日生	1984年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 2006年6月 阪神バス株式会社代表取締役社長 2013年4月 阪神電気鉄道株式会社取締役 2017年12月 同社常務取締役 2018年4月 阪急阪神不動産株式会社代表取締役副社長 2020年4月 阪神電気鉄道株式会社専務取締役 2020年6月 西大阪高速鉄道株式会社代表取締役社長 2023年4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締役社長(現任) 2023年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役副社長(現任) 2023年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役 総務部・人事部担当 総務部長・人事部長	井村 在宏	1971年3月26日生	1994年4月 当社入社 2016年5月 神姫観光ホールディングス株式会社(現神姫観光株式会社) 取締役就任 2018年6月 当社人事部長 2019年5月 しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役就任(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任)、人事部長委嘱(現任) 2021年6月 総務部長委嘱(現任)	(注)3	1
取締役	三木 公仁	1973年7月1日生	2001年4月 当社入社 2016年4月 当社事業戦略部バンコクオフィス所長 2017年11月 Shinki International Co.,Ltd. 代表取締役社長(現任) 2023年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	0
常勤監査役	小林 健一	1962年9月7日生	1986年4月 当社入社 2013年6月 不動産事業部長 2017年6月 取締役就任、不動産事業部長委嘱 2019年5月 株式会社山陽百貨店 取締役就任 2019年6月 当社経営企画部長委嘱 2021年6月 常勤監査役就任(現任)	(注)4	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	澤田 恒	1947年 5月26日生	1976年 3月 最高裁判所司法研修所修了 1976年 4月 大阪弁護士会登録 1978年 3月 神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)登録換、澤田法律事務所主宰 1994年 6月 大和工業株式会社 監査役就任 2006年 6月 当社監査役就任(現任) 2019年 5月 澤田・中上・森法律事務所主宰就任(現任) 2019年 5月 和田興産株式会社 取締役(監査等委員)就任	(注) 5	0
監査役	岩崎 和文	1948年 4月19日生	1975年11月 監査法人大成会計社(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1979年 3月 公認会計士登録 2005年 7月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)代表社員神戸事務所長 2005年 7月 岩崎公認会計士税理士事務所開設(現任) 2010年 7月 株式会社増田製粉所監査役 2011年 5月 株式会社エコリング監査役(現任) 2013年 3月 多木化学株式会社監査役 2014年 6月 虹技株式会社取締役 2017年 6月 一般財団法人神戸みりのの公社(現 神戸農政公社)監事(現任) 2022年 6月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	-
監査役	中尾 一彦	1959年 7月 1日生	1982年 4月 株式会社太陽神戸銀行(現三井住友銀行)入行 2014年 4月 同行理事 本店 上席推進役 2014年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役 2017年 6月 神戸土地建物株式会社代表取締役副社長 2019年 6月 同社代表取締役社長 2020年 6月 山陽電気鉄道株式会社監査役(現任) 2022年 6月 神戸土地建物株式会社代表取締役会長(現任) 2023年 6月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	-
計					28

- (注) 1. 取締役上門一裕、藤岡資正、殿村美樹、三谷康生及び久須勇介は、社外取締役であります。
2. 監査役澤田 恒、岩崎和文及び中尾一彦は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年 6月23日開催の定時株主総会の終結の時から 1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役小林健一及び中尾一彦の任期は、2023年 6月23日開催の定時株主総会の終結の時から 4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役澤田 恒及び任期中で辞任した監査役の後任である岩崎和文の任期は、2020年 6月25日開催の定時株主総会の終結の時から 4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、取締役上門一裕、藤岡資正、殿村美樹、三谷康生及び久須勇介、監査役澤田 恒、岩崎和文及び中尾一彦を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
7. 千株未満は切り捨てております。「-」は保有していません。

社外役員の状況

当社の社外取締役は5名、社外監査役は3名であります。

社外取締役上門一裕は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は不動産において当社と競業関係にあります。また、同社が保有する不動産について、当社と賃貸借契約を締結しております。なお、同社は当社の株式を35千株（持株比率0.57%）保有するとともに、株式会社日本カストディ銀行が保有する440千株（同7.12%）について、議決権行使の指図権を留保しております。

社外取締役藤岡資正は、チュラロンコン大学サシン経営大学院日本センター所長、明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授を務めております。

社外取締役殿村美樹は、株式会社TMオフィスの代表取締役を兼務するとともに、同志社大学大学院ビジネス研究科MBAプログラム嘱託教員、内閣府地域活性化伝道師、一般社団法人地方PR機構代表理事を務めております。

社外取締役久須勇介は、阪神電気鉄道株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社の株式を590千株（同9.57%）保有しております。また、同氏は阪急阪神ホールディングス株式会社の代表取締役副社長も兼務しております。

社外取締役三谷康生は、株式会社ワイエムエー株式会社代表取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社との間に特別の関係はありません。

社外監査役澤田 恒は、澤田・中上・森法律事務所の主宰を務めており、同氏は当社の株式を0千株（同0.01%）保有しております。

社外監査役岩崎和文は、岩崎公認会計士税理士事務所所長を務めております。

社外監査役中尾一彦は、株式会社三井住友銀行に勤務しておりましたが、同行は当社の株式を71千株（同1.16%）保有しており、更に当社に対して貸付けを行っております。しかしながら、当社はグループ会社豊富にある現預金を柔軟に使える体制にしているため、借入金に依存している状況ではありません。

当社は、社外取締役の上門一裕、藤岡資正、殿村美樹、三谷康生及び久須勇介、社外監査役の澤田 恒、岩崎和文及び中尾一彦を独立役員とする独立役員届出書を株式会社東京証券取引所に届け出ております。

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に基づき、独立性の判断を行っております。具体的には、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

当社は、社外取締役からは業界に精通した経営者や会計・経営学に精通した大学教授、女性の観点から、当社の経営に対して客観的な立場に立った助言をいただき、社外監査役からはそれぞれ弁護士、公認会計士・税理士、金融機関出身者といった観点から、専門的かつ客観的な助言をいただくことがガバナンスの強化に繋がるものと考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査及び会計監査の内容については、上述の通り、相互に情報・意見を交換し、内部統制システムについては必要に応じて担当部門から意見を求めることとしております。当該情報は必要に応じて取締役会、監査役会に報告されるため、社外取締役及び社外監査役の意見の参考となっております。内部統制については、全社統制の整備を行う部門を特定しており、監査対象となる部門の監査を定期的に行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は、監査役4名（常勤監査役1名、非常勤の社外監査役3名）で構成され、監査役会を原則毎月1回開催しております。

社外監査役の岩崎和文氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、また、社外監査役の中尾一彦氏は、長年にわたり銀行勤務の経験があり、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

常勤監査役は、監査役会において定めた監査実施計画に従い、取締役会や常勤役員会等の重要な会議への出席や、稟議書等の重要書類の閲覧、子会社への往査、本社各部門へのヒアリング等により、実効性のある監査を実施しております。また、社外監査役は、常勤監査役からの報告を受け、監査役会での十分な審議によって、効率的な監査を行っております。

監査役を補助する監査担当者は4名で、いずれも内部監査員を兼務しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、監査役の出席する会議等が一部インターネットを活用した会議に置き変わったものの、その他の監査活動に支障はありませんでした。会計監査人の監査につきましても、一部テレワークでの監査に置き換わりましたが、テレワークに適した環境が整備されており、監査活動に影響はありませんでした。

ロ. 監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

当社の監査役会は、原則として月1回取締役会の前に開催するほか、四半期末及び期末の会計監査人からの監査報告や監査役会の監査報告書作成の審議のため、当事業年度は合計18回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間でした。

個々の監査役の出席状況は以下の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役 小林 健一	18回	18回
社外監査役 澤田 恒	18回	18回
社外監査役 石田 昭二	18回	18回
社外監査役 岩崎 和文	11回	11回

ハ. 監査役会の具体的な検討内容

- ・重点監査項目の設定
- ・内部統制システムの整備・運用状況
- ・棚卸資産・固定資産の管理状況
- ・会計監査人の監査の相当性
- ・競業取引・利益相反取引
- ・内部公益通報制度の運用状況
- ・不祥事等への対応

二．常勤及び非常勤監査役の活動状況

- ・代表取締役へのヒアリング
年4回実施（全監査役）
- ・本社各部門長及び取締役等へのヒアリング
年1回実施（全監査役）
- ・重要会議への出席
常勤役員会、部門長会議、予算委員会、労使協議会等（常勤監査役）
- ・重要な決裁書類等の閲覧
稟議書、契約書、重要会議・議事録、中期経営計画等（常勤監査役）
- ・子会社への往査
年2回実施（常勤監査役）
- ・財産保全の状況把握
年1回、主要な建物・土地等を巡回し確認（常勤監査役）
- ・社外取締役との連携
毎月の取締役会の前に社外役員連絡会を開催し情報共有を図る（全監査役）
- ・会計監査人との連携
KAM（Key Audit Matters、監査上の主要な検討事項）の検討（全監査役）

内部監査の状況

当社の内部監査部門である監査室は、内部監査の独立性を保持するため、社長直轄の組織としており、内部監査員4名が在籍しております。内部監査員は、「内部監査規程」に基づき、期初に「内部監査計画表」を社長に提出し、その了承を得て会計監査・業務監査・内部統制監査を実施しております。

会計監査については、収益・費用等の会計処理が適正に処理されているかを調べ、不正の有無、記録の適否を監査しております。

業務監査については、業務の運営が社内の諸規程に準拠して、効果的かつ効率的になされているかを監査しております。

内部統制監査については、「内部統制報告制度」（金融商品取引法）に基づき財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況について、評価範囲を定めてその有効性について監査しております。

監査結果については、全て監査報告書を作成し社長に報告しております。また欠陥や不備があればその都度、担当部課に改善指示し、その回答書を取り寄せて社長に報告しております。

内部監査員と監査役の連携としては、内部監査員は全ての監査報告書を常勤監査役に報告しており、常勤監査役はその監査結果を毎月1回開催される監査役会で報告しております。

内部監査員と会計監査人の連携としては、それぞれの監査結果について、情報交換、意見交換しております。

会計監査人と監査役の連携としては、会計監査人の日常監査については会計監査記録、内部統制監査記録を監査役に回覧し、そのすべてを監査役会にて報告しております。また、会計監査人から期初に監査計画を提出してもらい、その後、四半期ごとに監査結果の報告を受け、監査役会において意見交換しております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

1951年以降

八．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 栗原 裕幸
指定有限責任社員 業務執行社員 中尾 志都

二．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者

公認会計士 5名
その他 15名

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制、監査の実施体制、専門能力、グローバル対応力、独立性、監査報酬等を総合的に判断し、監査法人を選定しております。EY新日本有限責任監査法人の選定に当たっては、日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果、またEY新日本有限責任監査法人から提出された「監査品質に関する報告書」、「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」等により、その適格性を確認しております。

なお、当社の監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等、監査を遂行するに不十分であると判断した場合、のいずれかに該当する場合、会計監査人の解任又は不再任の決定を行う方針を定めております。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいた評価をしております。また監査の実施状況につきましては、経営執行部門から報告を受けるほか、経理担当部門や内部監査部門に意見聴取し、その適切性・妥当性を評価しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	31	-	31	-
連結子会社	-	-	-	-
計	31	-	31	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イ.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	1	-	-
連結子会社	-	-	-	-
計	-	1	-	-

（注）当社における非監査業務の内容は、税務支援業務であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

会計監査人に対する監査報酬の決定方針としては、当社内部監査部門と当該監査法人との間で協議の上合意した監査報酬見積書を代表取締役提出し、代表取締役が承認の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬などの額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2023年5月15日取締役会決議及び2023年6月23日定時株主総会決議に基づき、役員報酬制度を改定いたしました。新制度は2024年3月期（譲渡制限付株式報酬については2023年6月23日）から適用されます。2023年3月期に支払われた報酬額は旧制度にしたがって決定されております。旧制度からの主な違いは、業績連動報酬の算定方法の変更及び譲渡制限付株式報酬の導入であります。

なお、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りであります。

イ．基本方針

当社は中長期的な視点による経営が重要であると考え、持続的な企業価値の向上を重視することを基本としながらも、単年度業績の向上の追求にも配慮したインセンティブが機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」及び長期にわたる株主との価値共有と中長期の企業価値向上に対するインセンティブとしての「株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は毎月同額とし、役職位、職責に応じて同業他社や近隣上場企業の水準、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。なお、当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、予め独立社外役員が過半数を占める指名報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて、取締役会の決議により決定しております。取締役会は、個人別の報酬額の決定について取締役社長に委任することができですが、その内容の決定方法及び決定された内容が各報酬の方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申に従っていることを確認しております。

ハ．業績連動報酬の内容及びその額の算定方法に関する方針

業務執行取締役に支給する業績連動報酬は、当該事業年度の個別当期純利益に連動した現金報酬とし、年1回各事業年度の業績確定後に支給しております。業績連動報酬の算定方法は以下の通りであります。

- () 業績連動報酬は、当該事業年度の個別当期純利益(10百万円未満切り捨て)に役職位別の指数を乗じた額とし、その総額は53百万円を超えない金額であります。
- () 上記()にかかわらず、個別当期純利益が300百万円未満の場合、業績連動報酬は支給いたしません。また、個別当期純利益が1,500百万円を超える場合、上記()の計算において個別当期純利益は1,500百万円として計算いたします。
- () 役職位別の指数は取締役会長0.0106、取締役社長0.0106、専務取締役0.0075、常務取締役0.0052、取締役0.0034であります。

以上のことは、第141期(2024年3月期)における業績連動報酬の算定方法とすることを2023年6月23日開催の取締役会において決議しております。

ニ．株式報酬の内容及びその額の算定方法に関する方針

業務執行取締役に支給する株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭債権を支給し、各業務執行取締役は、当該金銭債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の発行または処分を受けます。本制度による当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と各業務執行取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

本制度の具体的な内容は以下のとおりです。本制度に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものといたします。

() 金銭債権の総額及び発行または処分される株式総数

各業務執行取締役を支給する金銭債権の総額は年額40百万円以内、各業務執行取締役に譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社普通株式の総数は年15,000株以内とすることを、2023年6月23日定時株主総会において決議されております。なお、業務執行取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

() 譲渡制限の期間及び内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかに地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものといたします（以下「譲渡制限」という。）。

() 譲渡制限の解除

譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役が、職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下、「役務提供期間」という。）、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかに地位あったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

() 当社による無償取得

譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役が、法令または社内規程等に違反するなど当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、当該取締役の保有する本割当株式を当然に無償で取得いたします。

() 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

ホ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は「イ．基本方針」のとおりインセンティブが機能するも、インセンティブ割合が過度な配分にならない報酬体系としております。よって、短期的なインセンティブとなる業績連動報酬及び中長期的なインセンティブとなる株式報酬が、経営の責任度合いに応じて、上位の役職位ほどウェイトを高める構成としております。

業務執行取締役の役職位別の報酬割合については、業績連動報酬及び株式報酬がそれぞれ上限の支給となった場合に、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬が概ね次の目安になるよう設定しております。

役職位	基本報酬	業績連動報酬	株式報酬
取締役会長・取締役社長	60%	28%	12%
専務取締役	63%	26%	11%
常務取締役	66%	24%	10%
取締役	70%	21%	9%

当社の役員報酬等については定款第26条に「株主総会」の決議をもって定めることとしており、取締役の報酬限度額は2021年6月25日開催の第138回定時株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役分50百万円以内）、監査役の報酬限度額は2011年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	134	94	40	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	20	20	-	-	1
社外役員	49	49	-	-	9

(注) 1. 上記には、2022年6月24日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

2. 業績連動報酬に係る業績評価については、当該事業年度の個別当期純利益にて行い、その項目は下記のとおりであります。当該評価を選定した理由は、中長期的な視点による経営を行うことで、持続的な企業価値の向上を重視することを基本としながらも、単年度業績の向上の追及にも配慮したインセンティブとするためであります。

	評価項目
定量的評価	当該事業年度の個別当期純利益にて評価 ・ 個別当期純利益に3.5%を乗じた額(百万円未満切り捨て) 但し、40百万円を超えない金額とする ・ 当期純利益が300百万円未満の場合、業績連動報酬は支払わない

各業務執行取締役への支給配分については、定量的評価によって算定された業績連動報酬の総額に役職位別に定めた係数を乗じ、業務執行取締役の係数で除した金額(千円未満切り捨て)としております。なお、当事業年度に係る個別当期純利益は1,249百万円でありますので、業務執行取締役5名に支給する業績連動報酬の総額は40百万円としております。

3. 新型コロナウイルスの影響による業績の低迷を受け、常勤役員の報酬額を役職位に応じて減額しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有している株式を純投資である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業遂行上において、取引の円滑化や金融機関との安定的かつ継続的な関係強化等、当社が企業価値を向上させることが期待できる場合には当社の取引先等である上場企業の株式を保有しております。

政策保有株式に関しては取得段階において、株価の下落リスクが当社の財務内容に影響を及ぼさない範囲に限定するため、取締役会規則で審議する基準を定めており、それを超える投資については決議を要することとしております。また、保有後は毎年取締役会において

- () 保有目的
- () 事業上の関係の維持・強化をはじめとする当該上場株式を保有することにより見込まれる便益
- () 株価の下落リスクをはじめとする当該上場株式を保有することに伴うリスク

以上を勘案したうえで、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証します。

検証の結果、中長期的な経済合理性が認められない政策保有株式については、売却その他の方法による政策保有の解消を検討することとしております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	26	101
非上場株式以外の株式	7	2,184

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	3	中長期的な観点より、企業価値の向上に資すると判断したため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注2） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
グローリー(株)	616,000	616,000	バス事業における取引関係の維持・強化を通じた、当社グループの中長期的な企業価値向上を図ることを目的として保有しております。主として取引額をもとに相互保有の合理性を検討しております。	有
	1,783	1,276		
横浜ゴム(株)	75,000	75,000	バス事業における取引関係の維持・強化を通じた、当社グループの中長期的な企業価値向上を図ることを目的として保有しております。主として取引額をもとに相互保有の合理性を検討しております。	有
	209	126		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	18,751	18,751	当社グループにおける事業上の関係を維持・強化し、資金調達を通じて企業基盤の安定化と、中長期的に企業価値の向上を図ることを目的として保有しております。	無(注3)
	99	73		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	9,733	9,733	保険契約等の関係先として、当社グループの中長期的な企業価値向上を図ることを目的として保有しております。	無(注4)
	39	38		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	43,530	43,530	当社グループにおける事業上の関係を維持・強化し、資金調達を通じて企業基盤の安定化と、中長期的に企業価値の向上を図ることを目的として保有しております。	無(注5)
	36	33		
(株)神戸製鋼所	9,904	9,904	特定バス運行等の取引先として、事業上の関係を維持・強化し、企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図ることを目的として保有しております。	無
	10	5		
(株)りそなホールディングス	6,730	6,730	当社グループにおける事業上の関係を維持・強化し、資金調達を通じて企業基盤の安定化と、中長期的に企業価値の向上を図ることを目的として保有しております。	無(注6)
	4	3		

(注) 1．定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため記載が困難ではありますが、直近では2022年8月の取締役会において、個別の政策保有株式について保有の意義を検証しており、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

- 2．(株)三井住友フィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)三井住友銀行は当社株式を保有しております。
- 3．MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である三井住友海上火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)が当社株式を保有しております。
- 4．(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である三菱UFJ信託銀行(株)が当社株式を保有しております。
- 5．(株)りそなホールディングスは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)みなと銀行が当社株式を保有しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注2） 及び株式数が増加した理由（注3）	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
山陽電気鉄道(株)	260,000	260,000	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	有
	592	529		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	60,200	60,200	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無(注4)
	318	235		
阪急阪神ホールディ ングス(株)	28,800	28,800	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無(注5)
	113	102		
(株)三菱UFJフィナン シャル・グループ	50,800	50,800	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無(注6)
	43	38		
三井住友トラスト・ ホールディングス(株)	5,900	5,900	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無(注7)
	26	23		
(株)みずほフィナン シャルグループ	5,900	5,900	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無
	11	9		

- (注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
 2. 定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため記載は困難であります。
 3. 株式数が増加した銘柄はありません。
 4. (株)三井住友フィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である(株)三井住友銀行は当社株式を保有しております。
 5. 阪急阪神ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同子会社である阪神電気鉄道(株)は当社株式を保有しております。
 6. (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である三菱UFJ信託銀行(株)が当社株式を保有しております。
 7. 三井住友トラスト・ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同子会社である三井住友信託銀行(株)が当社株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、会計・税務に関するセミナーへ定期的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,988	9,973
受取手形、売掛金及び契約資産	3 4,184	3 5,160
有価証券	120	20
商品及び製品	609	577
仕掛品	158	90
原材料及び貯蔵品	130	115
分譲土地建物	629	615
その他	444	270
貸倒引当金	3	34
流動資産合計	17,261	16,789
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2 25,547	2 26,837
減価償却累計額	15,460	15,984
建物及び構築物（純額）	10,086	10,853
機械装置及び工具器具備品	3,029	3,099
減価償却累計額	2,373	2,475
機械装置及び工具器具備品（純額）	656	624
車両運搬具	17,113	17,591
減価償却累計額	15,352	15,975
車両運搬具（純額）	1,761	1,616
土地	2 21,438	2 22,639
リース資産	853	533
減価償却累計額	615	391
リース資産（純額）	238	142
建設仮勘定	129	341
有形固定資産合計	34,309	36,218
無形固定資産	366	323
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 3,434	1, 2 3,601
退職給付に係る資産	1,431	1,573
繰延税金資産	347	469
その他	2 1,841	2 1,705
貸倒引当金	49	53
投資その他の資産合計	7,005	7,296
固定資産合計	41,682	43,838
資産合計	58,944	60,627

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,120	2,273
1年内返済予定の長期借入金	1,012	897
リース債務	200	109
未払金	2,576	2,689
未払法人税等	521	726
未払消費税等	366	579
賞与引当金	899	1,044
役員賞与引当金	42	54
その他	4,207	4,213
流動負債合計	8,902	9,487
固定負債		
長期借入金	2,778	1,881
リース債務	213	123
繰延税金負債	1,230	1,299
役員退職慰労引当金	17	17
関係会社事業損失引当金	31	13
退職給付に係る負債	970	989
その他	2,180	2,198
固定負債合計	7,042	6,232
負債合計	15,944	15,720
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,140	3,140
資本剰余金	2,235	2,247
利益剰余金	36,823	38,404
自己株式	451	453
株主資本合計	41,747	43,339
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,207	1,501
為替換算調整勘定	6	12
退職給付に係る調整累計額	32	79
その他の包括利益累計額合計	1,233	1,568
非支配株主持分	18	0
純資産合計	42,999	44,907
負債純資産合計	58,944	60,627

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高		
自動車運送事業収益	18,904	21,202
その他の事業売上高	19,909	23,618
売上高合計	1 38,814	1 44,820
売上原価		
運送費	14,469	16,839
その他の事業売上原価	3 15,681	3 18,374
売上原価合計	30,150	35,214
売上総利益	8,663	9,605
販売費及び一般管理費	2 8,363	2 7,243
営業利益	300	2,362
営業外収益		
受取利息	11	11
受取配当金	71	70
仕入割引	25	27
持分法による投資利益	21	39
助成金収入	680	183
その他	51	63
営業外収益合計	862	396
営業外費用		
支払利息	8	7
固定資産除却損	15	17
関係会社貸倒引当金繰入額	5	34
関係会社事業損失引当金繰入額	14	-
投資事業組合運用損	17	56
その他	21	22
営業外費用合計	83	136
経常利益	1,079	2,622
特別利益		
車両等購入補助金	270	20
固定資産売却益	4 2,748	-
特別利益合計	3,018	20
特別損失		
固定資産圧縮損	5 264	5 15
減損損失	6 379	6 60
その他	8	-
特別損失合計	652	75
税金等調整前当期純利益	3,445	2,567
法人税、住民税及び事業税	638	989
法人税等調整額	669	189
法人税等合計	1,308	800
当期純利益	2,137	1,767
非支配株主に帰属する当期純利益	0	1
親会社株主に帰属する当期純利益	2,137	1,766

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	2,137	1,767
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6	293
退職給付に係る調整額	2	46
持分法適用会社に対する持分相当額	3	5
その他の包括利益合計	113	335
包括利益	2,123	2,102
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,123	2,101
非支配株主に係る包括利益	0	1

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,140	2,235	34,874	450	39,799
会計方針の変更による累積的影響額			22		22
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,140	2,235	34,897	450	39,821
当期変動額					
剰余金の配当			210		210
親会社株主に帰属する当期純利益			2,137		2,137
自己株式の取得				0	0
連結範囲の変動					-
連結子会社と非連結子会社との合併に伴う変動					-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	0	1,926	0	1,925
当期末残高	3,140	2,235	36,823	451	41,747

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,214	2	35	1,246	25	41,071
会計方針の変更による累積的影響額						22
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,214	2	35	1,246	25	41,093
当期変動額						
剰余金の配当						210
親会社株主に帰属する当期純利益						2,137
自己株式の取得						0
連結範囲の変動						-
連結子会社と非連結子会社との合併に伴う変動						-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7	3	2	13	7	20
当期変動額合計	7	3	2	13	7	1,905
当期末残高	1,207	6	32	1,233	18	42,999

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,140	2,235	36,823	451	41,747
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,140	2,235	36,823	451	41,747
当期変動額					
剰余金の配当			240		240
親会社株主に帰属する当期純利益			1,766		1,766
自己株式の取得				1	1
連結範囲の変動			54		54
連結子会社と非連結子会社との合併に伴う変動			1		1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		12			12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	12	1,581	1	1,592
当期末残高	3,140	2,247	38,404	453	43,339

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,207	6	32	1,233	18	42,999
会計方針の変更による累積的影響額						-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,207	6	32	1,233	18	42,999
当期変動額						
剰余金の配当						240
親会社株主に帰属する当期純利益						1,766
自己株式の取得						1
連結範囲の変動						54
連結子会社と非連結子会社との合併に伴う変動						1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	294	5	46	335	18	316
当期変動額合計	294	5	46	335	18	1,908
当期末残高	1,501	12	79	1,568	0	44,907

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,445	2,567
減価償却費	2,119	1,699
減損損失	379	60
賞与引当金の増減額(は減少)	2	124
役員賞与引当金の増減額(は減少)	11	11
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	18	46
受取利息及び受取配当金	83	82
支払利息	8	7
持分法による投資損益(は益)	21	39
助成金収入	680	183
固定資産売却損益(は益)	2,755	4
固定資産除却損	8	3
固定資産圧縮損	264	15
売上債権の増減額(は増加)	784	886
棚卸資産の増減額(は増加)	143	128
未払金の増減額(は減少)	275	339
未払消費税等の増減額(は減少)	276	207
その他	15	11
小計	3,285	4,026
利息及び配当金の受取額	83	82
利息の支払額	9	7
法人税等の支払額	90	787
助成金の受取額	680	183
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,949	3,497
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	10	10
定期預金の払戻による収入	115	10
有形固定資産の取得による支出	1,665	3,671
有形固定資産の売却による収入	4,445	122
投資有価証券の取得による支出	105	3
投資有価証券の売却による収入	0	200
その他	147	37
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,632	3,315
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	400	-
短期借入金の返済による支出	400	-
長期借入金の返済による支出	626	1,032
ファイナンス・リース債務の返済による支出	283	162
配当金の支払額	210	240
非支配株主への配当金の支払額	0	0
その他	308	71
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,429	1,364
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,152	1,182
現金及び現金同等物の期首残高	5,815	10,968
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	59
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	107
現金及び現金同等物の期末残高	10,968	9,953

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 非連結子会社の状況

会社の名称 (株)神姫タクシー姫路 他

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の適用範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 3社

会社の名称 全但バス(株)、Shinki International Co.,Ltd.、SBTI Co.,Ltd.

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

会社の名称 (株)神姫タクシー姫路 他

(持分法を適用しない理由)

各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、非連結子会社であったしんきエンジェルハート株式会社は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

非連結子会社であった株式会社スイムは、連結子会社である神姫クリエイト株式会社を存続会社として吸収合併したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、神姫クリエイト株式会社の商号を神姫Bizプロデュース株式会社へ変更しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により処理)を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

商品及び製品 売価還元法による原価法等(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

原材料及び貯蔵品..... 移動平均法による原価法等(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

分譲土地建物 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、車両運搬具のうち提出会社の営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 5年~50年

車両運搬具 2年~5年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、各事業における履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含まれておりません。

自動車運送業

自動車運送業においては、主にバス及びタクシーによる一般の顧客に対する旅客輸送サービスを行っており、旅客を目的地まで輸送した時点で収益を認識しております。乗合バスにおける定期運賃については、有効期間の開始日から終了日にわたって履行義務が充足されるため、当該有効期間に応じて収益を認識しております。また、特定バスについては、企業や学校等の特定の顧客に対する旅客輸送サービスを行っており、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり収益を認識しております。

車両物販・整備業

車両物販・整備業においては、主に車両の部品等の販売及び車両の整備等を行っており、これらの商品等に対する支配は引渡し時に顧客へ移転し、その時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。但し、一部の商品につきましては「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

不動産業

不動産業においては、主に工事契約による事務所、店舗、住宅等の建設及び営繕、商業施設・事務所・集合住宅等の不動産の賃貸を行っております。工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。賃貸事業においては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

レジャーサービス業

レジャーサービス業においては、主に飲食サービスの提供、物品販売等を行っており、これらの商品等に対する支配は引渡し時に顧客へ移転し、その時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

旅行貸切業

旅行貸切業においては、主にパッケージ型旅行商品の販売及び顧客の需要に応じた旅客輸送サービスを行っております。旅行商品の販売については募集型企画旅行契約に基づき旅行日程の出発時点から帰着時点にかけてサービスを提供する履行義務を負っているため、旅行日程の帰着日時点で収益を認識しております。また、貸切バスにおいては、旅客を目的地まで輸送した時点で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 提出会社における繰延税金資産の計上額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金負債（純額）	1,178	1,223
繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産	521	549

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

提出会社では、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画及びその後の市場成長率を基礎としております。

主要な仮定

課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した自動車運送収入見込額であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した自動車運送収入見込額について、新型コロナウイルス感染症の収束時期を正確に予測することは困難な状況にあり、課税所得の見積りに重要な影響を与えるリスクがあります。自動車運送収入が想定通り回復せず、十分な課税所得が発生しない場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した、新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定及び会計上の見積りについて、同感染症の影響は2024年3月期も一定程度継続するものの、徐々に回復していくとの見通しで、固定資産の減損損失の判定や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症による影響は不確実性が高く、今後の経過によっては、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況にさらなる影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
投資有価証券(株式)	294百万円	303百万円
投資有価証券(出資金)	505	220

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
建物及び構築物	164百万円	154百万円
土地	114	114
投資有価証券	8	11
差入保証金	75	76
計	362	356

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
受入保証金	320百万円	320百万円
支払手形及び買掛金	47	154
計	368	475

3 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
受取手形	230百万円	231百万円
売掛金	3,007	3,889

4 流動負債のその他のうち、契約負債の金額は以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
契約負債	1,290百万円	1,372百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる契約

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給料・手当等	5,332百万円	4,191百万円
施設使用料	612	691
賞与引当金繰入額	260	255
役員賞与引当金繰入額	39	54
退職給付費用	48	42
減価償却費	177	171

3 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	0百万円	2百万円

4 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物及び構築物	565百万円	-百万円
土地	2,182	-
計	2,748	-

5 固定資産圧縮損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物及び構築物	46百万円	1百万円
機械装置及び工具器具備品	23	-
車両運搬具	190	13
ソフトウェア	3	0
計	264	15

6 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
兵庫県神崎郡他	遊休資産	土地、建物等	29
兵庫県神戸市他	処分予定資産	建物、機械装置等	11
兵庫県姫路市	売却予定資産	土地、建物等	313
兵庫県姫路市	旅行貸切業用資産	ソフトウェア等	6
兵庫県姫路市	介護事業用資産	器具備品	2
兵庫県姫路市	保育施設	建物等	14

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

遊休資産のうち土地につきましては、帳簿価額に対する時価が下落しているため、その他の遊休資産につきましては将来の使用が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。処分予定資産につきましては営業所の移転及び店舗の閉店に伴い除却が見込まれるため帳簿価額を零まで減額しております。売却予定資産につきましては、売却処分による回収可能価額が帳簿価額を著しく下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。旅行貸切業用資産、介護事業用資産、保育施設につきましてはそれぞれ経常的な損失を計上しており収益性の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

その内訳は、建物及び構築物39百万円、機械装置及び工具器具備品5百万円、土地327百万円、ソフトウェア2百万円、その他4百万円であります。

遊休資産のうち土地の回収可能価額につきましては、固定資産税評価額をもとに正味売却価額を測定しております。その他の遊休資産及び処分予定資産につきましては、売却や他への転用が困難な資産であるため零としております。売却予定資産につきましては、売却予定価額をもとに正味売却価額を測定しております。旅行貸切業用資産、介護事業用資産、保育施設につきましては使用価値を見込めず、売却や他への転用が困難な資産であるため零としております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
兵庫県姫路市	処分予定資産	建物及び構築物	32
兵庫県たつの市	処分予定資産	建物及び構築物	1
兵庫県神戸市	営業所施設	建物及び構築物 等	6
兵庫県姫路市	介護事業用資産	リース資産 等	14
兵庫県神戸市	飲食店施設	建物及び構築物 等	5

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

処分予定資産につきましては建替え及び遊休化に伴い除却が見込まれるため、帳簿価額を零まで減額しております。営業所施設、介護事業用資産、飲食店施設につきましてはそれぞれ経常的な損失を計上しており収益性の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

その内訳は、建物及び構築物49百万円、機械装置及び工具器具備品3百万円、リース資産6百万円、その他0百万円であります。

処分予定資産の回収可能価額につきましては、使用価値を見込めず、売却や他への転用が困難な資産であるため零としております。営業所施設、飲食店施設の回収可能価額につきましては使用価値を見込めず、売却や他への転用が困難な資産であるため零としております。介護事業用資産の回収可能価額につきましては不動産鑑定評価額をもとに正味売却可能価額を測定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	10百万円	431百万円
組替調整額	0	-
税効果調整前	10	431
税効果額	3	137
その他有価証券評価差額金	6	293
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	65	139
組替調整額	68	72
税効果調整前	3	67
税効果額	1	20
退職給付に係る調整額	2	46
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	3	5
組替調整額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	3	5
その他の包括利益合計	13	335

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,172,000	-	-	6,172,000
合計	6,172,000	-	-	6,172,000
自己株式				
普通株式(注)	150,225	236	-	150,461
合計	150,225	236	-	150,461

(注) 自己株式の普通株式の増加236株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	105	17.5	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	105	17.5	2021年9月30日	2021年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	105	利益剰余金	17.5	2022年3月31日	2022年6月27日

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,172,000	-	-	6,172,000
合計	6,172,000	-	-	6,172,000
自己株式				
普通株式(注)	150,461	543	-	151,004
合計	150,461	543	-	151,004

(注) 自己株式の普通株式の増加543株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	105	17.5	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年8月30日 取締役会	普通株式	135	22.5	2022年9月30日	2022年12月5日

(注) 2022年8月30日取締役会決議による1株当たり配当額には、創立95周年記念配当5円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	105	利益剰余金	17.5	2023年3月31日	2023年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金勘定	10,988百万円	9,973百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	20	20
現金及び現金同等物	10,968	9,953

2. 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	12百万円	21百万円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	13	23

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、自動車運送業における営業用バス(車両運搬具)及び旅行貸切業における貸切バス(車両運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

(1) 借主側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内	30	30
1年超	59	28
合計	90	59

(2) 貸主側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内	1,048	1,150
1年超	1,045	2,517
合計	2,093	3,667

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については設備投資計画等に照らして必要な資金を銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブは、金利変動リスク等を回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式と国債、地方債等の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はそのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、社内の稟議決裁を経て経営企画部が実行し、取引結果及び推移については、常時必要に応じて担当及び関係役員に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(*3)	2,651	2,651	-
資産計	2,651	2,651	-
(1) 1年内返済予定の長期借入金	1,012	1,015	2
(2) 長期借入金	2,778	2,753	24
負債計	3,791	3,769	22

当連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(*3)	2,992	2,992	-
資産計	2,992	2,992	-
(1) 1年内返済予定の長期借入金	897	900	3
(2) 長期借入金	1,881	1,868	13
負債計	2,778	2,768	10

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。また、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	103	102
組合出資等	505	224

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,861	-	-	-
受取手形	230	-	-	-
売掛金	3,953	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの				
(1) 国債・地方債等	120	20	-	200
(2) 社債	-	200	200	-
(3) その他	-	-	-	-
合計	15,166	220	200	200

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,819	-	-	-
受取手形	231	-	-	-
売掛金	4,928	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの				
(1) 国債・地方債等	20	-	200	-
(2) 社債	-	200	-	-
(3) その他	-	-	-	-
合計	14,999	200	200	-

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
長期借入金	1,012	897	547	1,333	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
長期借入金	897	547	1,333	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,777	-	-	1,777
国債・地方債等	359	-	-	359
社債	400	-	-	400
その他	114	-	-	114
資産計	2,651	-	-	2,651

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,447	-	-	2,447
国債・地方債等	233	-	-	233
社債	197	-	-	197
その他	114	-	-	114
資産計	2,992	-	-	2,992

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	-	1,015	-	1,015
長期借入金	-	2,753	-	2,753
負債計	-	3,769	-	3,769

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	-	900	-	900
長期借入金	-	1,868	-	1,868
負債計	-	2,768	-	2,768

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式、国債及び社債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,772	270	1,501
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	359	335	24
	社債	400	400	0
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,531	1,005	1,525
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	5	6	0
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	114	114	0
	小計	120	120	0
	合計	2,651	1,126	1,525

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 103百万円)については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,447	277	2,169
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	233	215	17
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,680	492	2,187
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	197	200	2
	その他	-	-	-
	(3) その他	114	114	0
	小計	312	314	2
	合計	2,992	807	2,185

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 102百万円)については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却した其他有価証券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	40	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	40	-	-

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	0	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	120	-	-
社債	200	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	320	-	-

(注) 上記の債券の「売却額」は、償還額であります。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、該当事項はありません。

当連結会計年度において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価等が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当社は退職給付信託を設定しております。

当社は、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に基づく、確定給付企業年金制度を80%採用し、残額については退職一時金制度を充当しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,031百万円	2,967百万円
勤務費用	257	252
利息費用	17	17
数理計算上の差異の発生額	1	62
退職給付の支払額	337	180
退職給付債務の期末残高	2,967	2,994

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
年金資産の期首残高	3,982百万円	4,045百万円
期待運用収益	74	76
数理計算上の差異の発生額	63	77
事業主からの拠出額	159	152
退職給付の支払額	234	134
年金資産の期末残高	4,045	4,215

(3) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高(純額)	613百万円	615百万円
連結範囲の変更に伴う増加額	-	6
退職給付費用	79	94
退職給付の支払額	61	65
制度への拠出額	15	15
退職給付に係る負債の期末残高(純額)	615	636

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,729百万円	2,739百万円
年金資産	4,228	4,412
	1,498	1,672
非積立型制度の退職給付債務	1,036	1,088
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	461	584
退職給付に係る負債	970	989
退職給付に係る資産	1,431	1,573
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	461	584

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	257百万円	252百万円
利息費用	17	17
期待運用収益	74	76
数理計算上の差異の費用処理額	68	72
簡便法で計算した退職給付費用	79	94
確定給付制度に係る退職給付費用	211	216

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
数理計算上の差異	3百万円	67百万円
合計	3	67

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
未認識数理計算上の差異	47百万円	114百万円
合計	47	114

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
債券	33%	31%
株式	42	43
一般勘定	11	11
その他	14	15
合 計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度32%、当連結会計年度35%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
割引率	0.6%	0.6%
長期期待運用収益率	2.0	2.0
予想昇給率	2.1	2.1

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年 3月31日)	当連結会計年度 (2023年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	275百万円	337百万円
貸倒引当金	5	16
減価償却費	22	35
株式評価減	45	38
減損損失	383	361
退職給付に係る負債	395	409
役員退職慰労引当金	15	14
税務上の繰越欠損金 (注 2)	802	979
その他	423	453
繰延税金資産小計	2,369	2,645
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注 2)	802	962
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	665	614
評価性引当額小計 (注 1)	1,468	1,576
繰延税金資産合計	901	1,068
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	442	528
その他有価証券評価差額金	523	650
退職給付信託設定益	345	345
退職給付に係る資産	19	38
その他	453	334
繰延税金負債合計	1,784	1,898
繰延税金負債の純額	882	830

(注 1) 評価性引当額が108百万円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

(注 2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	24	11	-	23	14	728	802
評価性引当額	24	11	-	23	14	728	802
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(1)	12	-	26	15	46	877	979
評価性引当額	0	-	21	15	46	877	962
繰延税金資産	12	-	4	-	-	-	17

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2	-
住民税均等割等	1.7	-
評価性引当額	5.4	-
その他	0.1	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.0	-

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度に生じた企業結合等は重要性は乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及びアスベスト含有建築資材の除去費用であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は3年から34年、割引率は0.0%から2.5%を採用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	157百万円	170百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	22	-
時の経過による調整額	0	0
資産除去債務の履行による減少額	10	-
見積りの変更による増加額	-	12
期末残高	170	183

ニ 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、当社が所有する建物の一部で建物解体時に発生するアスベスト含有建築資材の除去費用について、見積書等の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。この見積りの変更による増加額12百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,351百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,157百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	16,447	16,025
期中増減額	421	1,859
期末残高	16,025	17,885
期末時価	22,829	24,636

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少額は賃貸用商業施設の売却であります。当連結会計年度の主な増加額は賃貸用事業用地の取得であります。

3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額、その他の物件については、公示価格や近隣の取引事例、固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。但し、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販 ・整備	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
乗合・特定バス	13,984	-	-	-	-	13,984	-	13,984
タクシー	340	-	-	-	-	340	-	340
貨物運送	605	-	-	-	-	605	-	605
車両管理	2,028	-	-	-	-	2,028	-	2,028
車両整備	-	1,535	-	-	-	1,535	-	1,535
車両物販	-	6,935	-	-	-	6,935	-	6,935
建設	-	-	1,269	-	-	1,269	-	1,269
住宅	-	-	997	-	-	997	-	997
飲食	-	-	-	1,138	-	1,138	-	1,138
サービスエリア	-	-	-	1,141	-	1,141	-	1,141
ツタヤFC	-	-	-	1,468	-	1,468	-	1,468
旅行	-	-	-	-	1,805	1,805	-	1,805
貸切バス	-	-	-	-	1,556	1,556	-	1,556
その他	-	-	963	-	-	963	2,609	3,573
内部収益	796	2,022	1,144	-	605	4,569	7	4,576
顧客との契約から 生じる収益	16,161	6,448	2,086	3,748	2,755	31,200	2,602	33,802
その他の収益	2,742	-	2,233	-	-	4,976	34	5,011
外部顧客への 売上高	18,904	6,448	4,320	3,748	2,755	36,177	2,637	38,814

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、経営受託、索道業、食料品・化粧品等の物品販売、広告代理、Webサービス、農業、介護、保育等を含んでおります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販 ・整備	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
乗合・特定バス	16,050	-	-	-	-	16,050	-	16,050
タクシー	415	-	-	-	-	415	-	415
貨物運送	634	-	-	-	-	634	-	634
車両管理	2,070	-	-	-	-	2,070	-	2,070
車両整備	-	1,719	-	-	-	1,719	-	1,719
車両物販	-	7,371	-	-	-	7,371	-	7,371
建設	-	-	1,021	-	-	1,021	-	1,021
住宅	-	-	1,004	-	-	1,004	-	1,004
飲食	-	-	-	1,230	-	1,230	-	1,230
サービスエリア	-	-	-	1,612	-	1,612	-	1,612
ツタヤFC	-	-	-	1,185	-	1,185	-	1,185
旅行	-	-	-	-	3,101	3,101	-	3,101
貸切バス	-	-	-	-	2,275	2,275	-	2,275
その他	-	-	1,057	-	-	1,057	3,407	4,465
内部収益	824	2,263	582	-	943	4,614	140	4,754
顧客との契約から 生じる収益	18,347	6,827	2,500	4,028	4,432	36,135	3,267	39,403
その他の収益	2,855	-	2,047	-	-	4,902	514	5,417
外部顧客への 売上高	21,202	6,827	4,547	4,028	4,432	41,038	3,782	44,820

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、経営受託、索道業、食料品・化粧品等の物品販売、広告代理、Webサービス、農業、介護、保育等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）5. 会計方針に関する事項
 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度から、車両管理事業及び経営受託事業については、会社組織の変更に伴い報告セグメントの区分方法を見直し、車両管理事業は従来の「業務受託」から「自動車運送」へ、経営受託事業は従来の「業務受託」から「その他」として記載する方法へ変更しております。なお、前連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、変更後のセグメント区分で記載しております。

4. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,268	3,238
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,238	4,120
契約資産（期首残高）	113	-
契約資産（期末残高）	-	-
契約負債（期首残高）	1,348	1,290
契約負債（期末残高）	1,290	1,372

契約資産は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識した工事について、未請求の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は工事契約の支払い条件に従い、請求、受領しております。

契約負債は、主に自動車運送業の乗合バス部門において、有効期間の経過に応じて収益を認識する定期券等の前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は1,348百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は1,290百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では残存履行義務に配分した取引価額については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価額に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、自動車運送サービスを主とし、多種多様なサービスを広範囲にわたり顧客に提供しております。そのため、当社グループの各事業を経済的特徴、サービス内容及びサービスの提供方法の類似性により分類・集約し、「自動車運送」、「車両物販・整備」、「不動産」、「レジャーサービス」、「旅行貸切」の5つを報告セグメントとしております。

当連結会計年度から、車両管理事業及び経営受託事業については、会社組織の変更に伴い報告セグメントの区分方法を見直し、車両管理事業は従来の「業務受託」から「自動車運送」へ、経営受託事業は従来の「業務受託」から「その他」として記載する方法へ変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメント区分で記載しております。

各報告セグメントの主な事業内容は以下の通りです。

自動車運送.....一般乗合・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託、

自動車の運転・保守管理

車両物販・整備.....自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理

不動産.....土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介及び管理、清掃・警備

レジャーサービス.....高速道売店等における物販を含む飲食業、ツタヤFC業

旅行貸切.....旅行業、一般貸切（貸切バス事業）、雑貨等の物品販売

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販・ 整備	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
売上高								
外部顧客への売上高	18,904	6,448	4,320	3,748	2,755	36,177	2,637	38,814
セグメント間の内部 売上高又は振替高	187	1,778	1,310	-	28	3,305	3	3,308
計	19,092	8,226	5,630	3,748	2,784	39,482	2,640	42,123
セグメント利益又はセ グメント損失()	647	428	1,558	254	660	424	73	351
セグメント資産	22,637	7,761	19,762	1,781	1,927	53,870	1,597	55,468
その他の項目								
減価償却費	1,243	96	425	50	259	2,076	8	2,084
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,351	176	713	49	4	2,295	15	2,311

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、経営受託、索道業、食料品・化粧品等の物品販売、広告代理、Webサービス、農業、介護、保育等を含んでおります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販・ 整備	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
売上高								
外部顧客への売上高	21,202	6,827	4,547	4,028	4,432	41,038	3,782	44,820
セグメント間の内部 売上高又は振替高	217	1,991	702	-	116	3,028	71	3,099
計	21,420	8,819	5,249	4,028	4,548	44,066	3,853	47,920
セグメント利益又はセ グメント損失()	630	582	1,305	44	20	2,494	134	2,360
セグメント資産	22,459	8,227	21,847	1,697	2,032	56,264	2,308	58,572
その他の項目								
減価償却費	1,035	97	408	35	71	1,648	24	1,672
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	876	27	2,504	41	9	3,458	24	3,483

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、経営受託、索道業、食料品・化粧品等の物品販売、広告代理、Webサービス、農業、介護、保育等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	39,482	44,066
「その他」の区分の売上高	2,640	3,853
セグメント間取引消去	3,308	3,099
連結財務諸表の売上高	38,814	44,820

(単位:百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	424	2,494
「その他」の区分の損失()	73	134
セグメント間取引消去	50	2
連結財務諸表の営業利益	300	2,362

(単位:百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	53,870	56,264
「その他」の区分の資産	1,597	2,308
全社資産(注)	16,207	15,239
セグメント間調整額	12,731	13,184
連結財務諸表の資産合計	58,944	60,627

(注)全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余剰運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	2,076	1,648	8	24	34	27	2,119	1,699
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,295	3,458	15	24	66	19	2,244	3,502

(注)減価償却費の調整額、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産及び固定資産に係る未実現損益の消去によるものであります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の内容を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の内容を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車運送	車両物販 ・整備	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	その他	全社・消去	合計
減損損失	202	-	-	152	6	17	-	379

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車運送	車両物販 ・整備	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	その他	全社・消去	合計
減損損失	6	-	20	5	-	28	-	60

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	7,137.87円	7,458.61円
1株当たり当期純利益	354.90円	293.30円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載していません。
 2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,137	1,766
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(百万円)	2,137	1,766
普通株式の期中平均株式数(千株)	6,021	6,021

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議するとともに、本制度の導入を2023年6月23日開催の第140回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)で決議いたしました。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の業務執行取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき業務執行取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額400万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年15,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)といたします。

業務執行取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。なお、各業務執行取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と業務執行取締役との間において、

本株式の割当を受けた日より当社又は当社子会社の役員職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること

一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること

などをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、業務執行取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,012	897	0.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	200	109	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,778	1,881	0.2	2024年4月～ 2026年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	213	123	-	2024年4月～ 2027年3月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	4,205	3,011	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	547	1,333	-	-
リース債務	63	45	14	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	9,817	20,003	31,280	44,820
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期純損失()(百万円)	92	64	310	2,567
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	25	119	154	1,766
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	4.28	19.91	25.71	293.30

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	4.28	24.19	45.62	267.61

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,622	7,250
売掛金	2 2,049	2 2,355
商品	364	312
原材料及び貯蔵品	100	77
前払費用	44	48
短期貸付金	2 974	2 222
その他	2 118	2 115
貸倒引当金	0	1
流動資産合計	12,273	10,381
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 8,601	1 9,124
構築物	742	703
機械装置及び工具器具備品	394	375
車両運搬具	1,526	1,315
土地	1 18,541	1 19,742
リース資産	25	20
建設仮勘定	99	341
有形固定資産合計	29,931	31,621
無形固定資産	276	237
投資その他の資産		
投資有価証券	2,059	2,486
関係会社株式	405	412
その他の関係会社有価証券	505	220
長期貸付金	2 2,090	2 2,944
前払年金費用	1,217	1,330
その他	2 676	2 673
貸倒引当金	975	765
投資その他の資産合計	5,978	7,302
固定資産合計	36,187	39,161
資産合計	48,460	49,542

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	589	589
リース債務	5	5
未払金	2,175	2,161
未払法人税等	342	436
契約負債	1,116	1,120
預り金	2,815	2,866
賞与引当金	502	593
その他	2,519	2,654
流動負債合計	13,667	13,883
固定負債		
長期借入金	2,471	1,881
リース債務	22	16
繰延税金負債	1,178	1,223
関係会社事業損失引当金	37	24
退職給付引当金	187	224
受入保証金	1,215,74	1,216,91
その他	167	162
固定負債合計	5,639	5,224
負債合計	19,307	19,107
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,140	3,140
資本剰余金		
資本準備金	2,235	2,235
資本剰余金合計	2,235	2,235
利益剰余金		
利益準備金	307	307
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	999	1,196
固定資産圧縮特別勘定積立金	974	672
別途積立金	11,395	11,395
繰越利益剰余金	9,425	10,539
利益剰余金合計	23,103	24,111
自己株式	451	453
株主資本合計	28,027	29,034
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126	1,400
評価・換算差額等合計	1,126	1,400
純資産合計	29,153	30,434
負債純資産合計	48,460	49,542

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	1 18,889	1 20,689
売上原価	1 16,080	1 16,831
売上総利益	2,809	3,858
販売費及び一般管理費	1, 2 2,323	1, 2 2,446
営業利益	485	1,411
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 180	1 181
関係会社貸倒引当金戻入益	-	210
その他	1 38	1 43
営業外収益合計	219	434
営業外費用		
支払利息	1 25	1 24
固定資産除却損	1 12	1 10
関係会社貸倒引当金繰入額	290	-
投資事業組合運用損	17	56
その他	34	13
営業外費用合計	380	104
経常利益	324	1,741
特別利益		
車両等購入補助金	263	19
固定資産売却益	2,731	-
特別利益合計	2,995	19
特別損失		
固定資産圧縮損	258	14
減損損失	47	33
関係会社株式評価損	1	2
特別損失合計	307	51
税引前当期純利益	3,012	1,709
法人税、住民税及び事業税	302	536
法人税等調整額	684	76
法人税等合計	986	459
当期純利益	2,026	1,249

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1 運送費				
(1) 人件費	7,708		8,224	
(給料手当)	(5,449)		(5,659)	
(賞与)	(613)		(760)	
(賞与引当金繰入額)	(430)		(506)	
(退職給付引当金繰入額)	(110)		(108)	
(福利厚生費)	(1,104)		(1,188)	
(2) 燃料油脂費	1,316		1,469	
(3) 修繕費	1,149		1,235	
(4) 減価償却費	1,052		838	
(5) その他	2,297	13,524	2,490	14,258
		84.1		84.7
2 売上原価				
(1) 不動産売上原価	836		802	
(2) ツタヤFC売上原価	983		784	
(3) その他売上原価	735	2,555	985	2,572
		15.9		15.3
売上原価合計		16,080		16,831
		100.0		100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金		
				特別償却 準備金	固定資産圧縮 積立金	固定資産 圧縮特別 勘定積立 金	
当期首残高	3,140	2,235	2,235	307	1	751	-
会計方針の変更による累積的 影響額							
会計方針の変更を反映した当期 首残高	3,140	2,235	2,235	307	1	751	-
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
特別償却準備金の取崩					1		
固定資産圧縮積立金の積立						254	
固定資産圧縮積立金の取崩						5	
固定資産圧縮特別勘定積立金の 積立							974
固定資産圧縮特別勘定積立金の 取崩							
別途積立金の積立							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	1	248	974
当期末残高	3,140	2,235	2,235	307	-	999	974

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計			その他有価証 券評価差額金	
	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	11,395	8,809	21,265	450	26,190	1,128	27,318
会計方針の変更による累積的 影響額		22	22		22		22
会計方針の変更を反映した当期 首残高	11,395	8,831	21,287	450	26,212	1,128	27,340
当期変動額							
剰余金の配当		210	210		210		210
当期純利益		2,026	2,026		2,026		2,026
特別償却準備金の取崩		1	-		-		-
固定資産圧縮積立金の積立		254	-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		5	-		-		-
固定資産圧縮特別勘定積立金の 積立		974	-		-		-
固定資産圧縮特別勘定積立金の 取崩			-		-		-
別途積立金の積立			-		-		-
自己株式の取得			-	0	0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						2	2
当期変動額合計	-	593	1,815	0	1,814	2	1,812
当期末残高	11,395	9,425	23,103	451	28,027	1,126	29,153

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金		
				特別償却 準備金	固定資産圧縮 積立金	固定資産 圧縮特別 勘定積立 金	
当期首残高	3,140	2,235	2,235	307	-	999	974
会計方針の変更による累積的 影響額							
会計方針の変更を反映した当期 首残高	3,140	2,235	2,235	307	-	999	974
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
特別償却準備金の取崩							
固定資産圧縮積立金の積立						202	
固定資産圧縮積立金の取崩						5	
固定資産圧縮特別勘定積立金 の積立							
固定資産圧縮特別勘定積立金 の取崩							301
別途積立金の積立							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	196	301
当期末残高	3,140	2,235	2,235	307	-	1,196	672

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計			その他有価証 券評価差額金	
	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	11,395	9,425	23,103	451	28,027	1,126	29,153
会計方針の変更による累積的 影響額			-		-		-
会計方針の変更を反映した当期 首残高	11,395	9,425	23,103	451	28,027	1,126	29,153
当期変動額							
剰余金の配当		240	240		240		240
当期純利益		1,249	1,249		1,249		1,249
特別償却準備金の取崩			-		-		-
固定資産圧縮積立金の積立		202	-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		5	-		-		-
固定資産圧縮特別勘定積立金 の積立			-		-		-
固定資産圧縮特別勘定積立金 の取崩		301	-		-		-
別途積立金の積立			-		-		-
自己株式の取得			-	1	1		1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						274	274
当期変動額合計	-	1,114	1,008	1	1,007	274	1,281
当期末残高	11,395	10,539	24,111	453	29,034	1,400	30,434

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他の関係会社有価証券.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの.....時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等.....移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品.....売価還元法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品.....移動平均法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、車両運搬具のうち営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、次の通りであります。

(1) 自動車運送業

乗合バスにおいては、主に一般の顧客に対する旅客輸送サービスを行っており、旅客を目的地まで輸送した時点で収益を認識しております。定期運賃については、有効期間の開始日から終了日にわたって履行義務が充足されるため、当該有効期間に応じた収益を認識しております。また、特定バスにおいては、企業や学校等の特定の顧客に対する旅客輸送サービスを行っており、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(2) 不動産業

不動産業においては、主に商業施設・事務所・集合住宅等の当社が保有する不動産を顧客に賃貸する事業を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

(3) ツタヤFC業

ツタヤFC業においては、書籍やCD・DVDの販売等を行っており、商品に対する支配は引渡し時に顧客へ移転し、その時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(4) 旅行業

旅行業においては、当社が企画したパッケージ型旅行商品の販売を行っております。当該旅行商品の販売については、募集型企画旅行契約に基づき旅行日程の出発時点から帰着時点にかけてサービスを提供する履行義務を負っており、旅行日程の帰着日時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 繰延税金資産の計上額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金負債（純額）	1,178	1,223
繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産	521	549

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）1. 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「助成金収入」に表示していた13百万円及び「その他」に表示していた25百万円は、「その他」38百万円として組み替えております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。また、前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「関係会社事業損失引当金繰入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「関係会社事業損失引当金繰入額」に表示していた21百万円及び「その他」に表示していた30百万円は、「投資事業組合運用損」17百万円、「その他」34百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書に記載した、新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定及び会計上の見積りについて、同感染症の影響は2024年3月期も一定程度継続するものの、徐々に回復していくとの見通しで、固定資産の減損損失の判定や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症による影響は不確実性が高く、今後の経過によっては、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況にさらなる影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	164百万円	154百万円
土地	114	114
計	278	269

担保に係る債務

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
受入保証金	320百万円	320百万円
計	320	320

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期金銭債権	1,060百万円	304百万円
長期金銭債権	2,084	2,933
短期金銭債務	9,310	9,136
長期金銭債務	92	95

3. 保証債務

他の会社の営業契約等に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
神姫フードサービス株式会社(取引保証)	10百万円	-百万円
株式会社神姫トラベル(取引保証)	0	3
神姫観光株式会社(取引保証)	0	0
計	11	3

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	442百万円	451百万円
売上原価	2,318	2,494
販売費及び一般管理費	84	111
営業取引以外の取引による取引高	1,021	156

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38%、当事業年度39%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度62%、当事業年度61%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給料・手当	861百万円	829百万円
賞与引当金繰入額	68	81
退職給付費用	7	1
減価償却費	64	56
諸手数料	181	155

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式及びその他の関係会社有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	389
関連会社株式	15
その他の関係会社有価証券	505

当事業年度 (2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	396
関連会社株式	15
その他の関係会社有価証券	220

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	34 百万円	35 百万円
賞与引当金	153	181
株式評価減	114	115
減価償却費	13	15
退職給付引当金	202	185
貸倒引当金	298	234
減損損失	58	66
その他	157	158
繰延税金資産小計	1,033	992
評価性引当額	511	443
繰延税金資産合計	521	549
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	440	526
圧縮特別勘定積立金	429	296
その他有価証券評価差額金	476	597
退職給付信託設定益	345	345
その他	7	6
繰延税金負債合計	1,700	1,773
繰延税金負債の純額	1,178	1,223

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.2	2.1
評価性引当額	1.9	4.0
住民税均等割	1.3	2.3
その他	0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7	26.9

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】
 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	20,097	1,026	33 [33]	470	21,091	11,966
	構築物	2,785	21	2 (1) [0]	58	2,804	2,101
	機械装置及び 工具器具備品	1,697	78	29	98	1,746	1,371
	車両運搬具	14,128	374	65 (13)	571	14,437	13,121
	土地	18,541	1,200	-	-	19,742	-
	リース資産	30	-	-	5	30	10
	建設仮勘定	99	243	1	-	341	-
	計	57,381	2,946	133	1,204	60,194	28,572
無形固定資産	その他	518	48	36	82	530	293
	計	518	48	36	82	530	293

- (注) 1. 当期減少額の括弧書数字(内数)は、当期に取得した資産の一部に対する国庫補助金等に係る圧縮記帳額であり、期末残高から控除されております。
2. 当期減少額の括弧書数字[内数]は、減損損失の金額であり期末残高から控除されております。
3. 建物の増加は、不動産業における賃貸用不動産の取得928百万円等によるものです。
4. 土地の増加は、不動産業における賃貸用土地の取得1,198百万円等によるものです。
5. 当期首残高及び当期末残高は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	976	0	210	766
賞与引当金	502	593	502	593
関係会社事業損失引当金	37	4	18	24

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.shinkibus.co.jp/ir/ir_koukoku.html
株主に対する特典	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式2,000株以上を所有する株主に対し、6月16日及び12月16日以降6か月間有効の株主乗車証又は株主乗車券(ともに持参人が使用可)を交付します。株主乗車証は2,000株毎に1枚贈呈し、30枚を上限枚数とします。株主乗車券は2,000株で10,000円相当額、20株増す毎に100円分累加し、14,000円を上限額とします。但し、使用できるのは特定路線を除きます。 ・毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式100株以上2,000株未満を所有する株主に対しては、乗合バス運賃半額割引券を交付します。 ・毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式100株以上を所有する株主に対しては、上記の他に当社及びグループ会社の商品・サービス利用時に使用できるグループ優待券(3,000円相当の金券)を一律に交付します。

(注) 当社は、株主が有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第139期）（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2022年6月24日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年6月24日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第140期第1四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月12日近畿財務局長に提出

（第140期第2四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月11日近畿財務局長に提出

（第140期第3四半期）（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）2023年2月14日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2022年6月27日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月23日

神姫バス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 裕幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾 志都

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている神姫バス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

神姫バス株式会社の自動車運送業における定期運賃収入の期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結損益計算書において、売上高44,820百万円が計上されている。注記事項「(収益認識関係)」に記載のとおり、このうち、乗合・特定バスの売上高は16,050百万円であり、当該売上高の約9割を神姫バス株式会社が占めている。</p> <p>注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)5. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、自動車運送業においては、主に一般の顧客に対する旅客輸送サービスを行っており、旅客を目的地まで輸送した時点で収益を認識している。乗合バスにおける定期運賃については、有効期間の開始日から終了日にわたって履行義務が充足されるため、当該有効期間に応じて収益を認識している。</p> <p>定期運賃収入の集計については、システムにより処理されるが、定期運賃収入の計上については、期間按分計算の一部において手作業による処理が介在しており、期間帰属に潜在的なリスクが存在している。</p> <p>以上から、当監査法人は、神姫バス株式会社の自動車運送業における定期運賃収入の期間帰属を、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、神姫バス株式会社の自動車運送業における定期運賃収入の期間帰属を検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期運賃収入の計上プロセスに関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 <p>(2) 定期運賃収入の期間帰属の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期券販売実績データを集計し、会社の集計結果と一致を確かめた。 定期券販売実績データからサンプルを抽出し、計上根拠証憑との突合を実施した。 定期券に係る前受金について、定期券の有効期間に応じて収益に振替処理されていることを検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、神姫バス株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、神姫バス株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び運用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月23日

神姫バス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 裕幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾 志都

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている神姫バス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第140期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自動車運送業における定期運賃収入の期間帰属

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（神姫バス株式会社の自動車運送業における定期運賃収入の期間帰属）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。